平成 30 年 2 月定例会（第 331 回）
3 月 2 日　代表質問

今井光子議員代表質問
↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

代表質問項目
１　奈良県の防災拠点施設について
２　国民健康保険の県単位化について
３　働き方改革について
４　大和川流域総合治水対策について
５　奈良県の米づくりについて
６　若者も高齢者も希望の持てる奈良県づくりに向けた取組について
７　都市公園の問題について

平成３０年　　２月　定例会（第３３１回）

平成三十年二月

第三百三十一回定例奈良県議会会議録　第三号

平成三十年三月二日（金曜日）午後一時開議

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

出席議員（四十三名）

一番	亀田忠彦	二番	池田慎久
三番	猪奥美里	四番	山中益敏
五番	川口延良	六番	松本宗弘
七番	中川　崇	八番	佐藤光紀
九番	川田　裕	一〇番	井岡正徳
一一番	田中惟允	一二番	藤野良次
一三番	森山賀文	一四番	大国正博
一五番	岡　史朗	一六番	西川　均
一七番	小林照代	一八番	清水　勉
一九番	松尾勇臣	二〇番	阪口　保
二一番	欠員	二二番	中野雅史
二三番	安井宏一	二四番	田尻　匠
二五番	奥山博康	二六番	荻田義雄
二七番	岩田国夫	二八番	乾　浩之
二九番	太田　敦	三〇番	宮本次郎
三一番	和田恵治	三二番	山本進章
三三番	国中憲治	三四番	米田忠則
三五番	出口武男	三六番	新谷紘一
三七番	粒谷友示	三八番	秋本登志嗣
三九番	小泉米造	四〇番	中村　昭
四一番	山村幸穂	四二番	今井光子
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

議事日程

一、当局に対する代表質問

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

〇副議長（松尾勇臣）　これより本日の会議を開きます。

会議時間を午後六時まで延長します。

──────────────────────────────────

〇副議長（松尾勇臣）　ただいまより、当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、三十一番和田恵治議員に発言を許します。－－三十一番和田恵治議員。（拍手）

◆三十一番（和田恵治）　（登壇）創生奈良を代表して、桜井市選挙区選出の私、和田恵治が代表質問いたします。

質問に入る前にまず、日本を取り巻くアジア情勢の平和と安全を脅かす緊迫した情勢について、地方自治体がなすべきこと、果たす役割について意見を表明したいと思います。

奈良県が昨年十一月十九日に開催された平成二十九年度奈良県林野火災消火訓練等の開催についての招待状を県議会議員二十名や主催者側の桜井市を除く県内三十八市町村全ての首長に送りましたが、この林野火災消火訓練の内容について、唐突に、弾道ミサイルを想定した避難行動訓練が記載され、訓練が実施されました。このような物騒な文言を並べながら、事前に理由説明がなく、奈良県議会の日朝親善奈良県議会議員連盟も無視されたことは非常に残念であります。

折しも、日本の隣国の朝鮮半島において、北朝鮮と米国間で核戦争含みの対決機運、緊張が高まっており、日本国及び日本政府、地方自治体は、平和の維持のために何をなすべきかが問われています。

私は、米国の軍事外交戦略に振り回されずに、積極的に両国の対話を促し、両国はもとより、日本国民の命と財産、国民の人権を守るためにも緊張緩和の役割を果たすべきだと思っています。

このような時に日本は、トランプ大統領の経済セールスにより、米国から一機百三十億円もするＦ三十五戦闘機を既に決定済みの四十二機に加え数十機、一基約一千億円の迎撃ミサイルシステムを二基購入しようとしております。これは、対外有償軍事援助に名を借りて、米国の言い値の押し売りに乗じた格好であり、そのような緊張状態を利用した日米両国の兵器調達の軍事・経済外交はもってのほかであります。

いずれにしても、県民あるいは当事者の市民に理由説明もなく、危機感をあおる弾道ミサイルを想定した避難行動訓練の実施を奈良県が唐突に通知・実施することは、平和の維持を願い、貢献する奈良県が取るべき姿勢ではないと思います。日本国の未来にかかわる平和外交については、国家レベル、国と国民の問題であるとはいえ、県民の反朝鮮感情をあおるだけであり、現に在日本朝鮮人総連合会中央本部が銃弾を撃ち込まれるという事件が発生しました。地方自治体の奈良県だからこそ、慎重な態度で臨むことを要請しておきたいと思います。

それでは質問に入ります。

国は昨年、日本を訪れた訪日外国人数は約二千九百万人と過去最多に達し、またその消費額は四・四兆円との試算を発表しました。この実績を踏まえて、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック開催の年は、訪日外国人四千万人、消費額八兆円という目標を

掲げ、アベノミクスでも一向に上向かない国内個人消費を補うものとして、訪日外国人観光客の消費に大きな期待を寄せています。消費には必ず、そのための生産活動やサービス提供が伴うので、中小企業や小規模零細企業などにもチャンスが生まれてきます。

奈良県においても、奈良県はインバウンド対策を中心に観光振興施策を強化する必要に迫られており、私もしっかり取り組んでいただくことを期待しているところであります。そこで、奈良県の観光振興施策について三点、知事にお尋ねをしたいと思います。

今、奈良県では、インバウンド対策の一環として、奈良市内の観光資源を活用するための展開に精いっぱい力を注いでいます。奈良公園の鹿や東大寺の大仏を中心にさまざまな国宝や重要文化財、さらには今月二十四日に開園する朱雀門ひろばが整備された平城宮跡などの資源を生かした奈良県の奥深い魅力を感じてもらうための取り組みや、ホテルなどの宿泊施設を誘致する取り組みを進めることにより、滞在型観光を充実させ、国内消費をふやそうと取り組んでおります。知事と同様に、私も日本の観光振興というバスに乗り遅れてはならないと思っています。

言うまでもなく、奈良県の観光振興のためには奈良市内の観光資源の活用は欠かせません。しかし、観光振興で重要なことは、ある有名な観光地をまねるような二番煎じになってはいけません。すなわち、全国にない、奈良県でしか見られない観光資源を観光客、特に訪日外国人観光客に対して紹介することだと思っております。奈良は京都よりも歴史はありますが､小さい町とのイメージがあり､そのため奈良の観光地は京都の小型となって、通過型の観光地になっていたのではないかとも考えます。

これまでにも、私自身、何度も指摘してきましたが、奈良県は世界に発信できる観光資源を持っているのです。それは日本国家の始まりであり、日本文化の源流であるということです。具体的には、知事が力を入れて全国に発信してこられた日本相撲発祥の地、そして日本最古の大神神社、遣隋使や遣唐使を派遣して大陸とつながるだけでなく、シルクロードで大陸文化とつながっていたこと。仏教公伝の地であり、法隆寺に象徴される最古の日本建築があること。能・狂言の誕生の地であること。挙げれば切りがありません。これらが奈良県の中部地域である桜井市、橿原市、明日香村の二市一村を中心に広域的に市町村にまたがっております。そして、これらのことが記録に残されたのが、最古の歴史文献及び日本の精神文化の結晶とも言われる奈良時代につくられた古事記、日本書紀、万葉集であったのです。

この三文献を称した記紀･万葉のプロジェクト事業もいよいよ二〇二〇年を区切りにし、さらに継続した事業展開に取り組むことが表明されていますが、奈良県でしか発信できない国の始まりを象徴する箸墓古墳や纒向遺跡も含めて、多くの旧跡・史跡を観光資源として活用することは、奈良県の観光振興にとって、誠に重要な課題であります。

幸いにして、滞在型観光の軸になる複数のホテルが中部地域に進出してきます。観光拠点施設などの観光インフラ整備が進み、今後のインバウンド対策の環境が充実することになると思います。二市一村の首長も連携して取り組むことで一致しております。

そこで知事にお尋ねします。
第一点目は、奈良県として奈良市内の観光資源の整備と活用について、どのように奈良市と連携、役割分担を行って取り組んでいるのでしょうか。
第二点目は、桜井市、橿原市、明日香村の二市一村を中心とした中部地域の観光地づくりのために、どのような取り組みを行っていかれるのでしょうか。
第三点目は、全国にない、奈良県でしか発信できない国の始まり、世界に誇れる中部地域の観光資源をどのように活用し、広報されるのでしょうか。
次に、女性の社会的地位向上、女性活躍に対する対策について、お尋ねします。
荒井知事はかねてより、機会を捉えては、女性が光り輝く地域にしたいと、女性活躍の環境を整えることを主張されています。特に、奈良県における女性の就業率が全国最下位であることを意識し、奈良県の風土として女性は家にいるものだという固定観念が強いのではないかとの感想をお持ちのようであり、私も同感であります。
今まさに進みつつある日本の人口減少、少子高齢化に対して、女性の生き方がこれらの問題を解決する重要な鍵になると思っています。そのためには、仕事の場の確保や就労支援により、若者の雇用が安定することと、男女とものワーク・ライフ・バランスの実現により、女性が働き続けられることが重要になります。
女性の活躍を考える上で、平成二十九年度の県民アンケート調査報告書の概要版に、興味深い報告がありました。夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方の賛否とその理由を問うていますが、その考え方に賛成する人は四三・八%、反対は四九・七%で、年々反対傾向が増加しています。年齢別では賛成が七十歳以上の高齢者で五二・一%と最も多く、反対は二十歳代の若者が六四・四%と最も多くなるなど、高齢者から若い世代になるにしたがって反対がふえています。
一方、反対する理由は何かという設問に対しては、夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではない、夫も妻も働いたほうが多くの収入を得られるなど、男女平等意識や若い夫婦世帯の経済的観念が認められました。そして、案の定というか、家事・育児・介護と両立しながら妻が働き続けることは可能だと思うが二四・一%と、最低の割合を示したのでございます。女性や若者夫婦世帯は、家事・育児・介護と両立することは、日本の現実社会では実現が困難だと思っていることがわかります。
奈良県の女性の就業率を上げることは必須の課題だと思いますが、女性が雇用され、女性の能力が発揮される、働いて良しの労働環境をいかに整備するか、その対策が重要になります。単に労働力不足を補うため、女性の労働力を確保して、女性の就業率を上げるというのではなく、あくまでワーク・ライフ・バランスの実現や母性保護の観点から、働き方改革の強力な推進により、女性の低賃金の克服や、育児や介護の休暇の保障、そして職場復帰を可能にし、女性管理職を登用するといった女性労働を正当に評価して真に能力を発揮できる職場に変えていくことができるならば、おのずと男女平等意識が高まり、若者

夫婦世帯も経済的に楽になり、安心して結婚、出産、子育てに取り組むことができ、少子化、人口減少に歯止めをかけることができるのではないかと思います。

まずは、女性の能力が発揮しやすい労働分野である医療や介護、保育も含む福祉分野における行政関係や民間企業の職場の労働環境を整備することによって、範を示すことが必要ではないでしょうか。また、そうした職業につくための技能、スキルを身につけることを目的とした職業訓練を行うことも大切だと考えられます。

ちなみに、教育委員会、警察を除いた奈良県知事部局の女性職員数は、平成二十九年四月現在、三千二百六十五人中九百十八人で、その割合は二八・一%です。そのような中で、女性管理職については、県はその比率を平成三十三年四月までに本庁課長級以上一〇%、本庁課長補佐級以上一五%にするなどを目標に、女性管理職の登用を進めていますが、平成二十九年四月時点の実績は、本庁課長級が八・九%、課長補佐級が一一・四%であり、毎年少しずつ上昇しているとはいえ、さらにさらに努力が必要です。

また、県内の市町村議会議員数に女性が占める割合は一一・一%、地方自治法に基づく委員会等の委員では一〇・三%と極端に低く、審議会等の委員はやや高くて二三・四%となっています。また、県内三千六百三十四自治会のうち、会長を務める女性の割合は八・一%しかございません。民生委員は県内二千九百九十八人中、女性が一千六百九十六人で、約五七%の割合になっていますが、成り手不足の中で、女性の活躍を期待したいと思います。さらに、県内企業の課長相当職以上の女性の割合は、全国平均の一二・一%を上回っているものの、一八・七%にとどまっています。

これらの状況を見ますと、全体的に女性の社会進出が阻まれて女性の能力が発揮しにくいことや、職場における女性の労働環境は決してよくないことがうかがえます。特に、経済的困窮の家庭の子どもは二〇一五年調査で七人中一人、しかも、その子どもたちの半分近くの世帯が依然としてワーキングプアに属する、ひとり親家庭のシングルマザーであるとの厳しい調査結果が出ています。シングルマザーへの支援が必要です。

また、範を示す意味からも、県庁の女性職員が能力を最大限発揮できるよう、さらなる環境づくりが求められているところであります。以上の問題を踏まえて知事に質問します。

第一点目は、知事が標榜する女性が光り輝く地域にするため、そして、奈良県の人口減少や少子化を食いとめるため、シングルマザーへの支援をはじめ、女性支援施策を強化すべきではないかと考えます。どのように取り組まれていくのでしょうか。

特に、女性の社会進出や賃金も含む働き方改革、労働環境の改革、そして、家事・育児と労働の両立の実現に向け、男性に対するものも含め、どのような対策を進めていかれるのでしょうか。

第二点目は、県庁職員の女性管理職比率の目標をできるだけ早く達成するため、どのような取り組みを進めているのか伺いたいと思います。

次に、学校教育の充実のために、今日、重要な課題となっている三項目について、教育長に順次質問をしていきたいと思います。

まず第一点目として、現在の学校と地域の関係のあり方についてお尋ねします。

今日、暴力行為やいじめ、不登校といった子どもたちにかかわる問題や課題が全国的に深刻化しています。もとより、子どもの成長を支えるのは学校だけではなく、子どもの保護者、学校を取り巻く地域社会のかかわりが欠かせません。それにも増して、教育環境を整備する責務を負っている教育行政の責任は重大であります。

このような認識のもと、現在の学校を取り巻く状況を考えると、第一に子どもの教育は学校任せ、教員任せになっており、子どもたちの成長に対する教育環境が十分に保障されていないのではないでしょうか。学校だけでは限界があります。だからこそ学校を孤立させるのではなく、社会教育活動に携わっている関係者、地域住民の教育力を学校に活用すること、そして、地域に開かれた学校づくり、学校と地域の交流などがもっと進むことが必要だと思います。よい事例が、今、経済的困窮にある家庭の子どもを主な対象に、地域住民主体の取り組みとして進みつつある子ども食堂です。

子ども食堂は、子どもたちが健康を損なわないように食事を提供するのが第一の目的ですが、一種の居場所となって、社会から孤立しないように子どもが地域住民と交流する、また大人たちが子どもの悩みを聞き、その解決に向けて取り組むなど、地域で子どもの成長を支える重要な役割を担っています。こうした取り組みに教員が積極的にかかわることにより、学校以外での子どもたちの姿を踏まえた取り組みが学校でも展開されることが期待でき、子どもたちのよりよい成長につながるものと考えます。

しかしながら、学校と地域の連携をより実効性あるものとしていくために、次に取り上げる教員の働き方改革の観点も重要となります。地域との連携を進めることが、今でも多忙をきわめる教員への過度の負担となっては、教員が子どもと向き合う時間が減ることとなり、元も子もありません。そのためにも、県教育委員会として、県内のさまざまな地域の状況を踏まえ、学校と地域がそれぞれに果たす役割について整理をすることも大切ではないかと思います。そこでお尋ねします。

さまざまな教育課題の解決を図るためには、学校や教職員だけでなく、地域と連携・協働した学校づくりが大切であると考えますが、県内における学校と地域との連携・協働の現状についてお示しください。

また、地域との連携を今後、より実効性の高いものとしていくために、どのような取り組みをされようとしているのか、あわせてお答えください。

続いて、教員の働き方改革についてであります。

教員の勤務実態を見ますと、多忙化のため、学校での教育実践を通して、一人ひとりの子どもの成長を阻害する問題解決に取り組むことがとても困難になっており、教員の働き方改革は大きな課題であります。

繰り返しますが、学校教育を支えているのは何よりも教員であります。その教員の勤務実態はというと、マスコミでも大きく取り上げられているように、ブラック企業並みの状況であり、やっと、何とか改善しなければいけないとの声が強まってきました。

ある小学校のお話では、教員の中で勤務時間が一番長いのは教頭で、朝七時から先生方が帰るのを見届けて、時にはセキュリティーシステムの操作を終えて、学校を出るまで約十四時間の長時間労働となっており、校長や教員たちの労働時間も約十二時間となっているとのことです。

そして、心身を酷使する教員は、薬や栄養ドリンクを飲む、ストレスをためて精神的な病にむしばまれ、鬱病になります。そして、学校という職場をやめたいという動機から宝くじを買うなどが常態化しているようであります。当然のことですが、教員が疲れて、一番被害を受けるのは子どもたちなのです。

今後ますます教員の過重労働が強まります。小学校では来年度から、道徳が教科として導入され、その評価は点数だけではなく、文書評価となります。また、まもなく英語も外国語活動から英語教科になり、授業時間がふえて、教員や子どもたちのゆとりがなくなってきます。また、プログラミング授業が二〇二〇年度に必須になり、小学校教員は専門的に学習していない英語やプログラミング授業を教えなければならず、強いストレスを感じている人が少なくないと聞いています。また、中学校では、子どもの自由参加が原則である部活動への時間的拘束が教員に負担をかけている状況であります。

このような教員の勤務実態だと、子どもたちの成長を支えるための教育実践が十分にできなくなり、いじめ問題、校内暴力問題、不登校問題に真正面から取り組む意欲をそがれてしまいかねません。

私は、教員の長時間勤務を改善し、教員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが、子どもたち一人ひとりへのきめ細かく、かつ効果的な教育実践につながるものと考えています。そのためには、教員数をふやし、一人の教員が見る子どもの数を減らすことが一つの有効な手法と考えております。他の府県では、独自に公立学校の学級編成基準を引き下げているところもあると聞いており、奈良県でも学級編成基準を引き下げ、学級定員を四十人から三十人に引き下げることも研究する必要があるのではないかと思っています。

こうした中、教員の長時間労働が深刻になっていることを認めた文部科学省は昨年十二月二十六日、教員の働き方改革について、緊急対策を発表しました。対策の一つに、時間外勤務の抑制のための措置がありますが、政府全体の働き方改革実行計画においては、時間外労働の限度として月四十五時間、年三百六十時間とされており、教員の時間外勤務時間の上限についても同様に考えられているようであります。

もしも機械的に残業制限するならば、業務量が少なくならない限り、業務を家に持ち帰って仕事をすることになり、生活と仕事の調和、ワーク・ライフ・バランスは実現しなくなり、教員の疲労感は解消されません。やはり、業務量全体を減らすということを通して、教員が教育活動に専念する環境を整えることが根本的な問題だと考えます。

このような問題意識をもって、教育長に教員の働き方改革について質問します。

第一点目は、昨年十二月に文部科学省が取りまとめた学校における働き方改革に関する緊急対策を受け、県教育委員会として、教員の働き方改革にどのように取り組んでいこうとされているのか、お示しください。

第二点目は、教員の精神疾患による休職は、学校や児童生徒に大きな影響をもたらす教育課題であり、その休職の背景には教員の多忙化などもあるのではないかと考えますが、県内の公立学校において、精神疾患で休職している教員の数とその割合はどれくらいなのか。また、県教育委員会は、教員のメンタルヘルス対策として、どのような取り組みを行っていこうとしているのか、あわせてお伺いします。

最後に、子どものいじめ問題に対する対策について質問をいたします。

社会全体でいじめ問題の防止に取り組むことを目的とした、いじめ防止対策推進法が二〇一三年に成立しましたが､依然として深刻ないじめの問題が全国各地で発生しています。

いじめの問題などに関しては、文部科学省が全国調査を実施しており、奈良県でも県内の認知件数やいじめの態様、いじめの解消状況などの調査結果が公表されております。

平成二十八年度の奈良県におけるいじめの認知件数は児童生徒千人当たり十六・三件であり、県内国公私立の小・中・高等学校の校種別の認知件数を見ますと、小学校で一千六百八十六件、中学校六百十五件、高等学校百八十六件、計二千四百八十七件となっております。

認知件数が多いか少ないかは別にして、この認知件数の持つ意味を考えますと、いじめ一件にかかわる被害者と複数の加害者がおり、しかも一件にかかわる加害者の子どもたちの数は何人、何十人となる場合もあります。したがって二千四百八十七件もの認知件数の背後にその何倍、何十倍の子どもたちがいるということを考えておく必要があるのではないでしょうか。

文部科学省はいじめの件数について､以前は発生件数という呼称を使用していましたが､平成十八年度分の調査から、認知件数に改めました。発生件数と言わなくなった理由は、いじめという行為はそもそも大人、第三者の目には見えにくく、完全に発見することは不可能であり、教職員が認知できた件数はあくまで真の発生件数の一部に過ぎないということからです。

先ほど､平成二十八年度の本県のいじめの認知件数は二千四百八十七件と申しましたが､実際はもっと多くのいじめが本県で発生しており、もっと多くの被害に遭った子どもたちがおり､その何倍､何十倍という加害者の子どもがいることになるのです。このことから､教職員がいじめを見逃していたり、見過ごしているのではないかと考えるべきであり、たとえどんなに小さくても、あらゆるいじめをしっかりと見つけ出し、早期に対応できる取り組みをしていただきたいと思います。そのためにも、先ほど申しましたが、教員が子どもと向き合える環境づくりが必要となります。

また、平成二十九年十月二十三日開催の県総合教育会議資料、いじめの防止についてを見ますと、いじめの構造や原因を究明する視点が欠落しているように思います。この視点を持たないと、効果的ないじめ対策ができないのではないでしょうか。

教育長はかつて私の質問に対して、いじめは人権侵害ですと断言されました。心強く感じましたが、その後のいじめ対策について、どのように取り組まれているのか、以下質問をいたします。

第一点目は、本県におけるいじめの原因や発生構造に関する調査、研究の現状についてお示しください。

第二点目は、いじめにかかわった子どもたちに対する指導については、その子どもたちの心理分析や家庭環境を考慮するなど、子どもに寄り添った指導が不可欠だと考えますが、具体的にどのような指導が行われているのでしょうか。

第三点目は、いじめの発見はもとより、一人ひとりの子どもの様子から課題を見出し、その解決に向けた取り組みが進められるよう、人権意識も含めた教職員の資質の向上が必要と考えますが、どのように教員の資質向上に取り組んでいるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。（拍手）

〇副議長（松尾勇臣）　荒井知事。

◎知事（荒井正吾）　（登壇）三十一番和田議員のご質問がございました。

最初のご質問は、奈良県の観光振興、インバウンド対策でございます。奈良市、桜井市などの地域の観光振興対策についてのご質問がございました。

最初に、奈良市内の観光振興対策でございますが、奈良市内、特に奈良公園周辺や平城宮跡には、世界遺産を含む世界的にも一級品の観光資源が存在しております。県としても、魅力を一層高めることに力を入れてまいりました。

また、このエリアは奈良県観光のゲートウエーでもございますので、その魅力の向上は県内各市町村への周遊を広げることにもなりますし、奈良の観光のブランド化を図る大きな見本となる地域でございます。

今後、外国人観光客をはじめ、リピーターをふやしていくためには、さらに魅力ある観光地づくりを進める必要がございますが、このため、県と奈良市が協力いたしまして、立地に適した用地をもとに、多様なホテルの誘致を一層強化していくとともに、大規模コンベンション施設のオープンを見据えた国際会議や展示会などの誘致にも取り組みたいと思っております。

また、オフシーズンを中心に、奈良公園周辺や平城宮跡において、質の高いイベントをさらに充実させて、実施していくといったようなものが内容になっております。

桜井市、橿原市、明日香村についての取り組みのご質問が次にございました。

奈良県は、中部地域を含め歴史の宝庫で、全体として歴史博物館といった風情がございます。これは他に比類のないもので、大きな観光素材であることは間違いございません。

その上で、中部地域の潜在的な観光資源を十分に生かして、集客につなげるためには、観光地として必要な要素をさらに充実させていくことが大きな課題であると考えております。
　まず、観光地に誘客を図るためには、地域のテーマが大事かと思います。どのような観光地なのかということをすぐにわかるようなブランド力が必要かと思います。
　この中南和地域に対しましては、県は現在、記紀・万葉プロジェクトを推進しておりますが、プロジェクトが区切りを迎えます二〇二〇年、日本書紀完成から一千三百年以降も、歴史文化を楽しみ、体感できる奈良県を盛り上げていくテーマを中心に、テーマ性を上げていきたいと思います。
　議員お述べのように、奈良県は日本の歴史の中で、最も国際性が豊かな時代の中心地でございました。大陸文化を積極的に取り入れ、日本独自の文化を花咲かせ、国の仕組みを整えていったという由緒のある場所でございますが、この桜井市、明日香村などもその中心地でございます。そのため、当時の歴史的な出来事や偉大な人物にゆかりのある遺跡や文献伝承、文化財が今なお豊富に残っている状況でございます。そういった材料の中から、広く関心を呼ぶことができるテーマを検討していきたいと思います。
　実物、物が残っているというのは大きな強みでございます。遺跡という形であるにしろ、社寺という形であるにしろ、文化財が残っているということだと思います。議員の地元の桜井市におきましては、六〇八年、小野妹子の遣隋使の答礼使として、裴世清が着かれた海石榴市という地域がございますが、大変小さな川があるだけの地域でございますが、これも大きなテーマ性のある地域というようなことに考えが及ぶ次第でございます。
　観光振興のもう一つの分野は、特色のある飲食施設、魅力ある宿泊施設など、アメニティーを充実させる必要がございます。テーマ性のあるストーリーだけで、お客さんは来てくれないわけでございます。県が桜井市に平成二十七年九月に開設いたしましたオーベルジュ・ド・ぷれざんす桜井は、県内外の多くの方々に好評を得ております。今後、ＮＡＦＩＣに新たにセミナーハウスを整備し、中部地域の観光拠点づくりとして拡充していく予定でございます。
　さらに県が誘致に成功したＪＷマリオットホテルの進出をきっかけに、ホテルの投資先として、奈良への注目度が最近向上してきております。今年二月に、橿原市のカンデオホテルズが開業いたしました。桜井市では、平成三十一年春にホテルルートインが開業予定でございます。明日香村においても、星野リゾートの計画が進んでいると聞いております。
　また県では、桜井市、橿原市、明日香村とそれぞれまちづくり連携協定を締結し、大神神社参道周辺地区、大和八木駅周辺地区、飛鳥宮跡周辺地区などにおいて、観光地らしさを高めるための取り組みを進めているところでございます。さらに来年度は、市町村等が行う案内表示、トイレなどの受入環境の整備についても、支援を拡充していく予定でございます。

また、このような桜井市、橿原市、明日香村などは近接した地域でございますので、共通の課題も、またテーマもございます。三市村が連携して、観光振興を進めるような取り組みも県として、働きかけていきたいと思います。
観光振興のご質問の中で、奈良県でしか発信できない広報の取り組みのご質問がございました。
テーマ、ストーリーをつくり出して、本質を表現するのは観光の基本的な努力の一歩でございます。奈良の観光資源の奥深い魅力は、十分理解して、感じ取っていただくことで、より高い満足度につながるものと思います。そのため、観光資源の真価、本質をしっかりと伝えることができる能力は、観光地として必要でございます。ガイドや案内表示の内容が重要だというふうに思います。
そのように、訪れた人に期待値以上の満足を感じてもらうことで、その感動した経験、評判がＳＮＳなどの媒体を通じて拡散し、それを通じて、より多くの人が訪れてくるようになります。身がわりリピーターと言っておりますが、本人がリピーターで来られるのでなしに、その本人が発信された情報をもとにリピーターがわりとして来られる人の数は膨大なものだと期待しているところでございます。
この地域におきましては、春と秋には特色ある歴史文化資源を生かして、秘宝・秘仏特別開帳を中心に、広く県内を周遊してもらうためのキャンペーンを展開しているところでございます。夏と冬の閑散期の時期には、コト消費への流れを県内に引き込むために、清酒発祥の地としての酒造見学や社寺での特別拝観や金魚体験といった企画などにより、この地域への誘客に力を入れている地域でございます。
今後もこのような工夫を重ねて、首都圏を中心とした国内への情報発信に加えまして、インバウンド誘客のためのプロモーションも積極的に展開してまいりたいと思いますが、地域の発案と県の努力がかみ合うような努力も重ねていきたいと思っております。
次のご質問は、女性の社会的地位向上、女性活躍に対する対策についてでございました。まず、そのためには女性支援施策の強化、また、働き方改革、労働環境の改革などの対策についてのご質問でございます。
女性の自立、活躍のもとになりますのは、女性が就労により経済的に自立することであろうかと思います。生涯を通じ、困窮することのない暮らしの実現が大事かと思います。また、男女共同参画ということが意識の改革の面でも必要かと思っております。
どのように、そのような施策、目標を実現すればいいのかというのが、大きな知恵の要する課題でございますが、基本的には女性が今日置かれている立場に立った女性就労政策がまず大事かと思っております。
議員お述べのように、奈良県は、女性はあまり働かなくてもいいのではないかという意識が強い地域でございます。そのような中での意識改革とともに、具体的な政策が必要だと感じております。

具体的な政策の中で、議員がお述べになりましたポイントであります、シングルマザーへの支援でございます。自立に向けて、経済的な課題や日常生活上の課題の解消を図ることがまず一法だと思います。

このため県では、二カ所の福祉事務所に五人の母子・父子自立支援員を配置して、相談に乗っております。奈良労働会館内に母子家庭等就業・自立支援センター、スマイルセンターと言っておりますが、設置いたしまして、ひとり親に対する就労や生活全般への支援に取り組んでおります。

また、平成二十七年の国の調査で、女性全体の就労状況を見ますと、男女の平均勤続年数の差及び賃金格差は縮小傾向でございますが、依然として女性のほうが低い状況でございます。また、働く女性の約半数が非正規雇用となっております。

これら男女格差の解消のためには、女性人材の確保・定着が重要でございます。女性がみずからの技能を生かして就職、また一旦離職しても希望する時期に再就職していただくことが重要でございます。女性が働き続けられるような環境づくりということでございますが、この点につきましては、県内の企業の積極的な取り組みに期待するところが大でございます。

このため、昨年十二月に設立いたしました、なら女性活躍推進倶楽部がそのような目的のためのものでございます。目標といたしますのは、奈良県内企業トップの意識改革をはじめ、働きがいのある職場環境づくりに向けて努力をしてもらうことを県としては支援する。また、そのような意識を持ってもらうということでございます。また、女性の方々に対しましては、生涯にわたる経済的自立やキャリア形成に関する強い意識を持ってもらうような啓発を図るといったことを目的とした活動の組織でございます。

また、男性が子育てに参画できる環境を整えることも重要な課題だと思っております。とりわけ、少子化対策や女性の仕事と家庭の両立の観点からも重要でございます。今年度は、父親の育児参画を促進するためのセミナー等を実施いたしましたが、来年度は新たな切り口といたしまして、企業や経済団体等と連携いたしまして、男性の育児休暇を促すモデル事業等を実施し、普及に努めたいと考えております。

このような取り組みによりまして、男女の人権の尊重のもと、あらゆる女性が自身の能力を発揮して、活躍できる奈良県を目指していきたいと考えております。

県庁職員の女性管理職比率の向上などの取り組みについてのご質問がございました。

本県では、県庁職員が男女を問わず、個々の事情に応じた働き方を選択し、公務においてその能力を最大限発揮することを目指しまして、平成二十八年三月に、特定事業主でございます私、知事が、女性職員の活躍を推進するための五カ年間の行動計画を策定いたしました。

これは、平成二十七年九月に成立、公布された女性活躍推進法などに基づき、事業主として、女性職員の活躍や、職員の仕事と家庭の両立等に関する状況の把握や改善すべき事情を把握、分析した上で、定量的な目標や取り組み、内規を定めたものでございます。

この計画におきましては、女性管理職比率や男女の育児休業取得率などを数値目標として掲げております。そのうち、議員ご指摘の女性管理職比率でございますが、平成三十三年四月に課長級以上で一〇%、課長補佐級以上で一五%が女性になるように目標を定めております。

現状でございますが、平成二十九年四月現在で、平成二十七年四月に比べまして、二年間で課長級以上で二・一ポイント、課長補佐級以上で〇・五ポイント上昇いたしました。それぞれ課長級で八・九%、課長補佐級で一一・五%となっております。目標一〇%に対して、八・九%、一五%に対しまして一一・四%のレベルということでございます。この行動計画におきましては、これらの数値目標の達成に向けまして、制度や職場環境の整備と職員の意識及び組織風土の改革を柱にしております。

一点目の制度や職場環境の整備の取り組みの分野でございますが、フレックスタイム制度の導入やテレワークの推進などにより、職員のライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方の選択肢を広げていきたいと考えております。

また、本年度から、育児休業を取得される職員の代替として、任期付職員を事務職で十九名、技術・資格職で七名採用しております。育児休業からの職場復帰支援研修を実施するなど、育児休業を取得しやすい環境整備を図っているものでございます。

二点目の職員の意識及び組織風土の改革の分野でございますが、女性職員のキャリア形成研修や男女いずれをも対象とした子育て支援研修､所属長向けのマネジメント研修など、女性職員の活躍を支える、推進するためのきめ細かな研修を実施しているところでございます。

また、男性職員に向けましては、育児の参画を促進するリーフレットを配置するなど、男女ともに働きながら子育てをしやすい風土の醸成を図っております。これらの取り組みを行うことで、女性管理職比率など、計画に掲げた数値目標の達成とともに、女性が働きやすい奈良県庁という職場づくりを目指しているところでございます。

私に対する質問は以上でございます。残余は教育長がお答え申し上げます。

〇副議長（松尾勇臣）　吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘）　（登壇）三十一番和田議員から私には、学校教育の充実について、三項目お尋ねでございます。

一つ目の学校と地域の連携についてお答えをいたします。

本県の教育振興大綱では、子どもの健やかな成長を促し、自立した社会人に育てる観点から、地域ぐるみで教育課題に取り組む仕組みづくりの重要性を施策の目標に掲げております。

県教育委員会では、その仕組みづくりの一つとして、学校・地域パートナーシップ事業を実施してまいりました。学校と地域が互いの役割を認識しつつ、対等な協働の関係を築くことにより、地域全体で子どもたちの成長を支える取り組みを進めております。

この事業では、地域住民等が子どもの放課後の居場所づくりを行う放課後子ども教室、無料で学習支援を行う地域未来塾などに市町村教育委員会と協力して取り組み、本年度は放課後子ども教室が二十四市町村百十カ所、地域未来塾が十八市町村、六十九カ所で実施をされております。

また、県教育委員会では、地域との協働を充実させるため、教職員、地域コーディネーター、ボランティア等の資質向上に向けた研修会を実施するとともに、本年度は天理市で「地域と共にある学校づくり」つながりフォーラムを開催し、関係者の交流の場といたしました。本フォーラムでは、王寺南小学校での放課後子ども教室や地域の高等学校との交流の様子、福住小学校での土曜日の体験活動の充実を図る取り組みなどが報告され、学校・家庭・地域の連携・協働を一層充実する契機となりました。

さらに、学校・家庭・地域の連携をより強固で、持続的なものとしていくため、公立学校にコミュニティ・スクールの導入を奨励いたしております。このコミュニティ・スクールは、学校・保護者・地域の皆さんが知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える制度であり、地域と共にある学校づくりをより一層推進することが可能であると考えています。

二つ目は、教員の働き方改革についてのご質問でございます。まず、教育委員会の対応についてお答えをいたします。

文部科学省が平成二十八年度に実施した教員の勤務実態調査によりますと、平日一日当たりの勤務時間は小学校教諭が十一時間十五分、中学校教諭は十一時間三十二分となっており、いずれも十年前よりも長くなっております。これは、学習指導要領の改定により、新たな学習内容が入ったことや部活動指導に当たる時間がふえたことのほか、学校現場を取り巻く環境が複雑かつ多様化し、教員に求められる役割が拡大していること等が要因と考えられております。

このような教員の勤務実態を踏まえた文部科学省の学校における働き方改革に関する緊急対策では、これまで学校や教員が担ってきた業務のあり方を精査し、業務の役割分担や適正化を進めるほか、勤務時間に関する意識改革、時間外勤務の抑制等に取り組むこととし、勤務時間に関する上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示するとされております。

県教育委員会では、長時間勤務の改善は、子どもと向き合う時間を確保するとともに、教員の心身の健康を保持するためにも極めて大切であると考えております。

そこでまず、業務の役割分担や適正化を進め、教員が授業により一層力を注げるよう、負担軽減等の改善を進めることから取り組みたいと考えています。

そのため平成三十年度当初予算では、三つの新規事業をお願いいたしております。

一つ目は、部活動指導体制の充実を推進し、担当する教員の支援を行うため、中学校に部活動指導員を配置する部活動指導員配置促進事業でございます。

　二つ目は、県立学校の教員に一人一台のパソコンを配備し、校務支援システムを導入することにより、事務作業等の効率化を推進するＩＣＴ環境整備事業でございます。
　三つ目は、教職員の働き方改革推進事業でございますが、国の予算を活用して、モデル市町村と連携をし、学校現場での業務改善の実践研究を行い、その成果を翌年度以降、他の市町村へ広げていくものです。
　引き続き、教員の勤務実態を調査しながら、教員の働き方改革を着実に進めてまいります。
　次に、教員のメンタルヘルスについてお答えをいたします。
　奈良県の公立学校の教員のうち、精神疾患により休職している者の数はここ数年、四十人前後で推移をしており、平成二十八年度は三十七人で、その割合については〇・三六％となっており、全国平均の〇・五三％は下回っております。
　精神疾患の要因につきましては、仕事上のさまざまなストレスから職場で不適応に陥ってしまうケースが多いと考えています。特に、学校を取り巻く環境が複雑、多様化する中、学校や教員に求められる役割が拡大しており、業務量の増加、生徒指導上の課題、学級運営上の課題や保護者への対応等、ストレス要因が多様化をいたしております。
　県教育委員会では、学校教育は教員と児童生徒との人格的なふれあいを通じて行われるものであり、教員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが、極めて重要であると考えております。
　そこで、県立学校におきましては、労働安全衛生法に基づく体制を整備しており、平成二十八年度からはストレスチェックを全ての県立学校において実施をするとともに、特に長時間勤務者やストレスチェックで高ストレスと判定された者については、本人からの申し出により、医師による面接指導を受けることができるようにいたしております。
　また、県内の公立学校長等管理職が、ストレスを抱えている教員への対応や休職者の復職時の支援方法等を学ぶためのセミナーも毎年開催をいたしております。
　さらに今年度は、精神疾患を未然に防止するため、早稲田大学と連携をして、県立学校にカウンセラーを派遣し、教員との個別面談やメンタルヘルスへの認識を高める研修会を実施するなど､メンタルヘルス不調の予防段階での取り組みを実証研究いたしております。
　今後とも、教員の心身の健康が児童生徒への教育の質にも直接影響が及ぶとの認識を持って、市町村教育委員会とも十分連携を図り、教員のメンタルヘルス対策を推進し、精神疾患の予防に最善を尽くしてまいります。
　最後に、子どものいじめ問題対策についてお答えをいたします。
　いじめは、早期発見、早期対応の取り組みとともに、いじめが起きた背景、原因を分析し、子どもたちをいじめに向かわせない取り組みが重要だと考えております。
　文部科学省の国立教育政策研究所が実施した、いじめ追跡調査。十年前でありますけれども、二〇〇七年から二〇〇九年の結果では、児童生徒をいじめに向かわせる最も大きな要因として、友人ストレッサーが挙げられております。また、県教育委員会が実施をいた

しております電話教育相談や来所教育相談でも、友人関係に関する悩みは上位の相談内容となっております。来年度より大学教授等と連携をし、友人ストレッサーも含め、本県でのいじめの原因や発生構造について研究を行い、発生リスクを抑える取り組みを今後進めてまいります。

　いじめを行う児童生徒に対しては、教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるよう根気強く、指導を継続いたしております。

　指導に当たりましては、県教育委員会が作成をした、いじめの対応マニュアル、また、事例から学ぶいじめ対応集などを活用しています。マニュアルでは、加害児童生徒の家庭環境や発達の特性等の個人的な素因等からも十分に見立てを行い、必要に応じて心理的な支援、福祉的な視点からの支援を行うなど、具体的な対応を示しております。さらに指導困難な事象につきましては、福祉や医療をはじめとする関係機関と連携をし、ケース会議を開催するなど、より効果的な指導、支援につなげております。

　子どもたちをいじめに向かわせないためには、人権を基本とした人間関係を学校に根づかせることが大切でございます。県教育委員会では、人権教育の推進についての基本方針や、人権教育推進プランに基づいて、人権教育の推進に努めております。本プランでは、人権教育を進める基本的な視点といたしまして、一つ目に一人一人の可能性を伸ばす、二つ目に一人一人のちがいを豊かさとしてとらえる、三つ目に一人一人のつながりを大切にすることを教員に求めております。

　そのために県教育委員会では、人権意識を向上し、学び続ける教員の育成に向け、初任からそれぞれのライフステージに応じた人権研修や個別具体の人権課題に即した研修など、研修体系の整備に努めております。

　なお、奈良県人権教育研究会や奈良県高等学校人権教育研究会等でも、小・中・高の教員が自発的に研究会活動に参加をし、研究発表や研究授業を通して、指導力の向上に努めております。

　議員お述べのように、子どものいじめ問題への対策は早期発見、早期対応とともに、未然防止の取り組みが重要です。そのためには、いじめについて理解を深め、教員一人ひとりが指導力を身につけ、学校にいじめを許さない人権文化を育てることが大切であると考えております。

　以上でございます。どうもありがとうございました。

○副議長（松尾勇臣）　三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治）　知事及び教育長から丁寧な答弁をいただきました。端々について、もっと深めたい、そのような質問をしたいところでございますが、時間がございません。そこで絞って、いじめの問題について、質問を端的にさせていただきます。

教育長は、今後、いじめの発生原因の調査をさらに進めていくという答弁をなさいました。現時点において、いじめというものを考えるに当たっての、基本的な認識はどのようにお持ちなのでしょうか。思い当たる関係で結構でございますので、答弁をいただきたい。

それからまた、いじめの発生の構造については、全く知らないというわけではないと思います。そういう意味で、発生構造の基本的な要因は、どういうことが考えられるのでしょうか。そのようなことについても、お答えをいただきたい。

それから、いじめの発見の困難さがやはり問題になってきます。教師の力量を高める、そして早期発見、未然防止、いろいろと早期に対策の必要がある、このようにおっしゃいました。それでは、いじめ発見の困難さというものがあると思いますので、それはどうお考えなのでしょうか。この点について、わかる範囲での教育長の答弁、お願いします。

〇副議長（松尾勇臣）　吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘）　まず、いじめを防止するような認識についてでありますけれども、学校には正規の教育課程、授業がございますけれども、授業以外に裏のカリキュラムと申しますか、行事も含めた、あるいは休み時間も含めた、そんな裏のカリキュラムがございます。そういった授業だけではない行事等も含めたカリキュラムの中に、やはり人権意識というものが子どもの中で根づいていきます。そのためには当然、教員の人権意識というものが高まらなければならないと思っております。それは、いじめを発見するということにもつながると思っております。

生徒からいろいろな情報を受信し、そして教員はいろいろな情報を生徒に発信をする。クラスに三十人おれば、三十人の子どもと、しっかりと糸で結ばれる。そんな関係を生徒と教員でつくるためには、いかに子どもの思いを受け取るか。

例えば、小学校の先生が、机が次の日に少し間隔が開いていただけで、子ども同士の関係というものが、そのすき間分、間隔が開いてしまってるのではないかというふうな豊かな感性、鋭い感性を持つことが大事と思っております。お答えになったかどうかわかりませんけれども。

〇副議長（松尾勇臣）　三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治）　私、予想しておった答弁からは随分と隔たりがあると、このように思います。私のほうから、時間がございませんので、かいつまんで申し上げておきます。

いじめを考えるに当たって、教育長は、いじめは人権侵害だ、このようにおっしゃいました。その重大な侵害行為であるということをまずははっきりとさせておく必要があるのではないでしょうか。それからまた、いじめをする側は、人権を侵害する加害者、あるいはいじめられる側は人権侵害の被害者であります。こういった原則というもの、そして構造というものをさらに明らかにしてもらいたい、このように思います。

以上をもって、また別の機会に質問をしたいと思います。ありがとうございました。

〇副議長（松尾勇臣）　しばらく休憩します。

△午後二時十四分休憩

－－

△午後二時三十四分再開

○副議長（松尾勇臣）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、四十二番今井光子議員に発言を許します。－－四十二番今井光子議員。（拍手）

◆四十二番（今井光子）　（登壇）日本共産党の今井光子です。日本共産党を代表して質問をいたします。

今議会は、吉野杉のバイオリンの音色で幕開けをいたしました。本日、私が着ている服も吉野の杉、ヒノキの繊維からつくられたものです。自然は人間が耳を傾ければ、大きな贈り物をしてくれます。

今、環境が大きく激変しています。日本中に満ちる山林、この素晴らしき杉檜なのに、なぜか使わず、山村寂れて空き家が増える、大自然の豊かな村に温暖化、強酸性雨で虫がいなくなり、小鳥激減、さよならも言わず、今年、各村々の鳶もいなくなった、また一歩、寂しい村になりました、人類七十億人、栄えても、いつまで持つか、この地球。これは先日、赤旗日曜版に掲載された奈良県の吉野武文さんの詩です。天空の村、野迫川村で奈良県の森林情報提供者をされておりました。また、上流にダムがない東吉野村の清流でも、今まですんでいた魚がいなくなっていると警告をしたのは、元奈良県漁業組合長の故桝本実雄さんでした。

やまと青垣、自然と歴史豊かな奈良県と言われておりますが、深部に目をやることが今求められています。虫や鳥がいなくなり、魚がいなくなり、子どもがいなくなって、奈良県の少子高齢化は待ったなしです。今年度予算は十五年ぶりに五千億円を超えました。国の観光戦略に沿った大型プロジェクトが目立ちます。外国人やインバウンド、高級志向に目を奪われ、採算の取れない事業に無駄な税金をつぎ込むのではなく、県民の暮らしにしっかり目を向けて、人々の暮らしが持続可能になるような県政の運営が必要です。その視点で、今回は七点にわたって質問いたします。明快なご答弁をお願いいたします。

奈良県の防災拠点施設について、知事に伺います。

奈良県は全国で唯一、陸上自衛隊の駐屯地がないとのことで、災害対策だけを理由に県は自衛隊の誘致を進めてきました。

今年度予算にも、陸上自衛隊の誘致として、関連道路調査費も含め二千万円が計上されています。安倍内閣のもとで、憲法第九条に自衛隊を明記するという憲法改正が議論され、軍事費が五兆円を超えました。問題は自衛隊を書くことではなく、自衛隊が何をするところなのか、これが重要です。安保法制によって、専守防衛と言っていた自衛隊がアメリカと一緒に武装して、南スーダンにまで送られ、宿営地のところまで弾が飛んできたとの報告がされています。佐賀県では、自衛隊のヘリコプターが民家の上空に墜落する事故が発生しています。八尾空港でも自衛隊ヘリコプターのねじがどこかに落下して、不明になっております。駐屯地はいりません。

県は、五條市に陸上自衛隊駐屯地を誘致して、あわせて消防学校を含む防災拠点施設をつくる方向ですが、南海トラフの今後三十年以内の地震発生確率が従前の七〇％程度から七〇から八〇％と上がってきています。宇陀の消防学校では、あまりにも老朽化が進み、消防士や消防団の十分な訓練が保障されません。

そこで知事に伺います。陸上自衛隊駐屯地誘致の実現を待つのではなく、早急に消防学校の建てかえを含む防災拠点施設を整備すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、その見通しについてもお伺いします。

次に、国民健康保険の県単位化について質問します。

国民健康保険は憲法第二十五条に基づき、生存権を保障するためにつくられた制度で、奈良県では約二十万世帯、三五％が加入しています。しかし、国民健康保険料は高過ぎて、払いたくても払えないために滞納している世帯が約一割あります。また、病気のときに必要な医療が受けられずに手遅れになり、命を落とす事例も出ています。これでは国民皆保険とは言えません。

同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準が同じを目標に、平成三十六年度制度完成に向け、平成三十年度から県単位化がスタートします。県民からすれば、自治体間の保険料の違いは問題ではなく、払いたくても払えない高過ぎる保険料が大きな問題で、各地の地方選挙では常にこのことが大きな争点や関心を呼んでいます。

国民健康保険は、所得二百万円以下の世帯が八割を占めているにもかかわらず、保険料は年収四百万円のサラリーマン世帯の場合で全国健康保険協会で二十万円から二十二万円に対し、国民健康保険は四十一万円、年収百八十万円、月給十五万円のバイト料で暮らす単身フリーターの場合で、全国健康保険協会なら八万円から十万円のところ、国民健康保険は十五万円と、その高さは際立っています。このような国民健康保険料の高騰を招いた大きな要因は、加入世帯の貧困化と国の予算削減に原因があります。

国民健康保険がスタートした一九六〇年代は、世帯主の四割が農林水産業、三割が自営業でした。それが今では、年金生活者など無職が四割、非正規雇用の労働者の被用者が四割、合わせて八割を占めています。国民健康保険加入者の平均所得は一九九〇年代前半の二百七十万円をピークに、百四十万円にまで落ち込んでいます。

社会保障制度審議会の一九六二年の勧告によれば、無職者が加入し、保険料に事業主負担がない国民健康保険を、保険制度として維持していくには相当額の国庫負担が必要であると宣言をしておりました。

奈良県はこのたび、奈良県国民健康保険運営方針を策定しました。保険料の引き上げを抑えるための一般会計からの法定外繰り入れは解消していくと示しています。また、平成三十六年度、県内統一保険料を目指す上で、市町村基金を投入しての保険料上昇の緩和も保険料率の引き上げを先送りすることで、単年度の上げ幅が過大にならない範囲でとどめるようにという見解です。

これまで、いくつかの市町村が独自財源を活用して実施してまいりました保険料上昇の抑制の措置をやめれば、当該市町村において急激な保険料の上昇になります。ますます払えない保険料となってしまいます。奈良県が今年一月実施した推計では、平成三十六年度までに一人当たりの平均保険料が、七年間の医療費の増に伴う上昇分も含め、上昇率一〇%を超える市町村が十九市町村になっています。これでは、国民健康保険被保険者の生活が立ち行かなくなるのは容易に想像できるのではないでしょうか。一般会計からの法定外繰り入れや市町村基金の保険料上昇抑制のための活用は、県単位化後も引き続いて必要と考えますが、いかがでしょうか。

国民健康保険料水準の統一についてですが、愛知県国民健康保険運営協議会では平成十五年度市町村の一人当たり医療給付費は一・七倍の格差があり、保険料水準の統一を目指せば、医療費水準の低い市町村の保険料負担が大きく増加する問題点が生じます。地域の医療資源の配置が平準化されることが大事で、それにより医療給付費が平準化されていくべきで、保険料水準の統一が先にあるべきではないとの議論が行われています。

また、現時点で、統一保険料を目指す都道府県は、全国では福島県、滋賀県、大阪府、広島県、奈良県のわずか五府県だけです。

そこで知事に伺います。国民健康保険の県単位化に伴って、奈良県において、なぜ保険料水準の統一化を目指す必要があるのでしょうか。保険料の負担を軽減するには、これまで一部の市町村が独自財源を活用して実施してきた保険料軽減措置は、県単位化後も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、市町村が独自で実施している保険料の減免制度についても、引き続き市町村が独自で実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、働き方改革について質問します。

私はこの間、毎議会ごとに県庁の長時間残業問題を取り上げてきました。このままでは、過労死を生むことを警告してきましたが、残念ながら二〇一七年五月、三十五歳の職員が自死されました。悔やまれてなりません。

皆様のお手元に資料を配付させていただいております。これは、自死された職員の方の一月分のタイムカード、阪口議員の一般質問の配付資料で明らかになりましたものを分析いたしました。

一月の出勤日数は十九日ですが、二日間の休日の時も出ておりますので、二十一日出勤されております。残業を行いましたのは二十日です。しかし、一日は水曜日のため、ノー残業デーということで打刻がない、そういうようなことになっておりました。そして、県のほうでは残業があったと認めているのが九日間です。在庁時間は打刻時間で計算しますと、九十五時間三十分ですが、実際に手当てが出ていたのは四十二時間十五分。二〇一六年四月から二〇一七年一月までの総残業時間数はわかりません。県のほうでは、三百七十二時間五十四分という、このような差が出ております。

これも、総労働時間で言いますと、年間の上限三百六十時間を超えております。労働時間の計算は、原則として一分単位で行わなければなりません。労働者に不利にならない端数処理として、一カ月の労働時間を通算して、その合計を端数処理することは認められておりますが、残業に対して日々、端数処理が行われている状況は労働基準法第三十七条に違反します。そこで知事に伺います。

タイムカードの打刻時間と実際に残業として認めた時間に差が生じる理由をお伺いします。職員の正当な労働時間を把握し、正しい手当てを二年間さかのぼって支給すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、大和川流域総合治水対策について伺います。

昨年の十月二十二日から二十三日未明にかけまして、台風二十一号の北上に伴い、大和川流域では最大一時間降水量約二十ミリメートル、柏原上流域の平均累加雨量で約二百六十ミリメートルを記録し、王寺町藤井では計画高水位八・二九メートルを上回る計測上限十メートルを超える水位を記録しました。王寺水位観測所では、計画高水位七・四三メートルを上回る八・一四メートルの水位を記録。河合でも保田でも過去最高の水位を記録しました。各地の水位観測所では計画高水位を超え、王寺町、三郷町、河合町においては水があふれ出し、家屋や道路の浸水が発生しました。

日本共産党地方議員団は大変な事態と受け止め、一月十五日に大和川河川事務所に早急に遊水地計画を進めてほしいという申し入れに行ってきました。現在、大和川河川敷内に五カ所の遊水地計画が進んでおりますが、一つの遊水地の計画から着工完成に五年から七年がかかると言われ、雨が降るたびに心配がつきません。

また、藤井についても、あふれ出している事実があったことから、堤防のかさ上げ対策を要望してきました。それが功をなしたかは不明ですが、国の平成二十九年度補正予算に関する直轄事業の事業計画の中で、大和川においては藤井他地区で、河道掘削や築堤のほか、川西町保田地区の遊水地整備が予算化されております。

県では、大和川流域総合治水対策に位置づけた、ためる対策を進めるために、宅地開発に関しましては三千平方メートル以上の開発に対して、河川への流出増を抑制するために、防災調整池などの設置を指導しておりますが、私の地元では市街化調整区域でも特区の開発が進み、約四十カ所で宅地開発がされております。

先日、現地調査に行ってまいりました。開発面積が三千平方メートルに満たないために、防災調整池などの設置を必要としない開発が隣り合う、抜け穴的な開発状況を確認しました。上流でのためる対策を真剣に進めなければ、下流で大雨のたびに浸水被害が拡大して、取り返しがつかないことになってしまいます。

県が施行する大和川流域における総合治水の推進に関する条例では、十月から一千平方メートル以上の宅地開発に対して、防災調整池などの設置を義務づけることになっておりますが、これによって、大和川流域内での宅地開発などの開発行為に対して、どの程度、防災調整池などの設置を求めることができるのでしょうか。

一方、自治体が実施する、ためる対策の達成率には格差が見られます。広陵町では、田んぼに一時水をためる水田貯留が実施されています。水田の排水工の改良やあぜ道の補強により、実施可能な水田貯留は大和川流域のためる対策として、農家の協力を得て実施すれば、有効な流域対策の一つと考えます。農地の保全にも役立つのではないでしょうか。

そこで知事にお伺いします。防災調整池などの設置を必要としない小規模開発が増加をしている中で、条例施行によって、大和川流域内での開発面積のうち、防災調整池の設置を義務づける開発面積はどの程度になるのでしょうか。また、水田貯留の現状と今後の見通しについてもあわせて伺います。

次に、奈良県の米づくりについて質問します。

国営第二十津川紀の川農業水利事業及び国営大和紀伊平野土地改良事業の完工式が十一月二十七日、大淀町で行われ、参加しました。改めて先人の方々の並々ならぬ努力で偉大な事業が行われたことを感じました。大和豊年米食わず。大和の天候が順調なら、ほかの地域は雨が多く不作になり、ほかが豊年なら大和は干ばつに悩む。大和平野の農業用水の不足を表しております。

豊かな紀の川の水を山を越えて、大和平野に引き込むという吉野川分水計画は、江戸初期から提案されておりましたが、そのたびに紀伊平野の農民の反対がありました。水は三百年に及ぶ農民の悲願でした。この事業の完成で、今や六月一日になれば、大和平野の田んぼには水が引かれることが当たり前になっています。

その一方で、肝心の農業が衰退し、水田が激減しています。平成十七年から平成二十八年の十年間で、農地が一千九百ヘクタール、そのうち田んぼが一千六百ヘクタール失われています。奈良県の農業において、米は最も収穫量の多い作物で、平成二十八年は四万五千七百トン、全国シェアの〇・六%が生産されています。米は国民の主食であるばかりではなく、水源涵養、生物多様性、日本の文化や各地の祭りなど、私たちにかけがえのないものをもたらしてくれました。

収穫量の七割を占めるヒノヒカリはおいしさには定評があります。その一方で、米価の低迷で販売額が生産費を割り込む状況が生まれ、農家の方々はこれが最後の米づくりかと思いつつ、田植えをすると聞きました。また、先の台風では田んぼに流れ込んだ土砂の影響でコンバインが故障し、農家の生産意欲も減退していると聞いております。広大な田んぼを委託された数人の農家が受けているような地区もあり、これが続かなければ、耕作放棄地はどんどん広がり、奈良県から田んぼがなくなり、奈良の田園風景や美しい景観も減変してしまいます。

県はこれまで、米価維持のための国の減反政策を受け入れ、全都道府県に割り当てられた数量目標を目指して米生産を行ってきており、独自の米政策は持たずにきました。消費者側は、奈良県のおいしいお米を食べたいというニーズがあり、生産者は販売先を求めていると聞いております。また、学校給食は県産米一〇〇%が利用されておりますが、もっ

と地元のお米を地元の学校で利用できる仕組みができれば、子どもたちが田植えを手伝うなど、生産者と学校の交流の機会も生まれ、農家の生産意欲の向上にもつながります。

そこで、知事に伺います。吉野川分水の第二期事業が完工した今こそ、改めて奈良県の米づくりを今後持続可能な形で進めるための対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、若者も高齢者も希望の持てる奈良県に、年金、自立支援、奨学金の問題で質問します。最初に、年金引き下げの中止の問題です。

奈良県の六十五歳以上の高齢者は四十万人、人口の三割を占め、そのうち約八割が年金を主たる収入として生活しています。

国は二〇一二年に二・五％もの年金削減を決め、二〇一五年までに実行しました。厚生労働省の市区町村別年金給付状況によりますと、お手元に資料が配付されております。奈良県では厚生年金保険の老齢給付について、二〇一二年三月末と二〇一七年三月末で比較をいたしますと、受給者数は三万三千人も増加しておりますが、年金総額が八十五億円減少しております。全国では十二万六千四百人もの不服申し立てが行われました。国は全て却下し、現在四千五百人、奈良県で二十六人が年金裁判を闘っています。原告一人ひとりはみずからの老後をみずからの手で支えようと、長年保険料を納めてきました。みずからの老後はみずからの力で守ろうとする思いが強くあります。それを国が一方的に年金制度を変えて、年金を削減することは許せません。

さらに物価が上がっても年金を引き下げる、マクロ経済スライドが始まり、今後三十年にわたって年金を引き下げ続ける計画です。一番被害をこうむるのは、減らされた年金を受け取る若い世代です。

団塊の世代が退職して、年金生活に入ってきています。こんなに少ないとは思わなかったと、多くの方が言われています。国はさらに支給開始年齢を七十歳に引き延ばす計画です。女性の年金はさらに低く、夫と二人で何とかやっているが、夫が亡くなったら年金が減らされて生活できないと、不安の声もよく聞きます。

憲法第二十五条の二項には、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと書いてあります。相次ぐ年金支給額の引き下げは憲法に違反します。裁判で国は、公的年金で健康で文化的な生活が送れなくても違法ではないと主張しています。公的年金は、老後の人間らしい生活を支えるものでなければなりません。

このような状況を理解の上、奈良県において、ぜひ機会を捉え、国に年金引き下げの中止を求めていただくように要望いたします。

次に、生活困窮者自立支援制度についてです。

アベノミクスのもとで格差と貧困が広がり、貧困ラインが主要七カ国だけで、日本だけが下がり続けています。生活が苦しいと答える世帯は全世帯の六割に上っています。働く人の賃金は上がらず、非正規労働者は四割、年収二百万円以下の低賃金で結婚もできない若者がふえ、生涯未婚率は男性二三％、女性一四％で、さらにふえ続け、親ロスによる鬱

病もふえています。ニートや引きこもりも深刻です。貧困は特別な事情ではなく、倒産、失業、リストラ、病気、親や家族の介護など、職を失えば、誰が貧困に陥ってもおかしくない状況におかれています。

　憲法第二十五条の生存権の保障を目的とした生活保護の捕捉率は二割、生活保護基準以下の生活を余儀なくさせられて困っていても、ＳＯＳが出せない人がいます。背景には、生活保護を受けるのは恥だと思い込まされている現実があります。頑張れば、みんな報われた時代が過去のものになり、先行きが見えない今、努力が足りないから稼げない、楽しみを求める人は贅沢、倒れた人は不摂生、ホームレスは怠けている。そのようなバッシングの土壌がなぜできてしまったのでしょうか。みんなが閉塞感や節約生活から解放されて、心豊かに生きていくにはどうしたらいいのでしょうか。

　日本共産党の志位和夫委員長は、生活保護を使いやすくするために法律の名前を生活保障法に変えることを提案しました。国民の権利であることを明らかにして、制度の広報、周知を義務づけること、申請権を侵害してはならないこと、捕捉率を向上させることを提案しています。

　先日、奈良県社会福祉総合センターに開設されている奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターを訪ねました。生活困窮者自立支援制度は、働きたくても働けない、住むところがない一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ほかの専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う制度です。平成二十七年度から始まりましたが、制度が十分周知されておらず、県民にはほとんど知られていません。

　そこで、健康福祉部長に伺います。生活困窮者自立支援制度は、制度の周知が十分でないと考えますが、今後どのように周知を図り、制度を実効あるものにしていくのか伺います。

　次に、奨学金のことで質問します。

　大学生の二人に一人が奨学金を借りています。しかし、非正規の仕事や正社員でも年収二百万円など、若者の雇用環境は厳しく、返したくても返せない若者が急増し、自己破産した件数は全国で一万件に上ります。さらに、身元保証人になった親にまで請求がいくため、親まで破産するケースも相次いでいます。

　平成二十四年、独立行政法人日本学生支援機構の調査では、自宅から私立に通う場合、学費が三百七十万円、生活費は百七十四万円、合計五百四十四万円が必要とされております。今や奨学金なくては、日本の大学教育、高等教育は成り立たなくなっています。

　ある老夫婦のもとに、二百六十五万円の一括返済を求める督促状が届きました。三十九歳の息子を八年前にがんで亡くし、八年間連絡がなかったので、なぜ今ごろ。連帯保証人である夫宛ての書類を見ると、息子は借りた百八十五万円のうち八十万円ほど返しておりました。残金と利息の合計百二十三万円に加え、延滞金が百四十二万円、延滞金は死後の分まで含まれていました。これで若者が結婚して、子育てしようと思うでしょうか。

二月十二日、さざんかホールでスーパーサイエンス探求科学研究発表会が行われました。高校二年生が、奨学金のわなのテーマで発表を行っていました。奨学金の返済で自己破産が社会問題になっている今、計画的利用の借入金額を予測し、大学卒業後十年で完済するモデルプランは年収二百九十四万円のひとり暮らしの場合で、奨学金の貸与は月額四万円にしておくべきとの考察が示されました。

平成十六年の新卒大卒者の初任給の平均が月に二十万円。税金や保険料を除くと、手取り十六万円です。安倍内閣総理大臣は、生まれたところで学ぶことを諦めない奨学金制度を創設すると言っていましたが、全国で二万人しか対象になっていません。

そこで、地域振興部長に伺います。知事は昨年二月議会の宮本議員の代表質問に、将来的に奈良県で就労する、あるいは奈良県に居住し、県外に通勤する場合に、返済不要となる奨学金を検討するべきではないかとの質問に、地域に必要な人材を確保する観点で、施策の検討を進めたいと答弁しました。奈良県として、広く大学生を対象とした奨学金制度の創設を求めますが、いかがでしょうか。

最後に、都市公園の問題について質問します。

王寺東公園は、王寺駅東側二百メートルに位置しております面積〇・一九ヘクタールの街区公園です。昭和五十七年に都市計画決定され、周辺の土地区画整理事業の施行に合わせ、住民が土地を提供し合って、地域住民の憩いの場として、昭和五十九年に整備されました。周りをマンションで囲まれる中で、春には桜を楽しみ、スイミング帰りの親子が公園で交流し、災害時には避難場所や防災施設と、地元にはなくてはならない貴重な都市空間であり、住民の共有財産です。

昨年、都市計画公園、王寺東公園の変更が住民に示されました。必要な区域を確保して、それ以外が駅周辺のまちづくりに寄与することを目的に、公園を減少させて、王寺東公園の面積を〇・一九ヘクタールから〇・〇九ヘクタールに変更することが示されました。さらにこれまで街区公園がなかった王寺一丁目に公園を新たに新設することが示されました。理由は、ホテルを誘致することが目的でした。

昨年八月に奈良県と王寺町のまちづくり包括協定が結ばれました。この協定に基づく検討で、駅周辺に新たな宿泊施設の誘致と滞在型観光を進めることを目指すことを掲げ、王寺町も都市計画マスタープランで王寺駅周辺地区を中心拠点として位置づけたような、都市空間機能の集積の中に宿泊を位置づけています。

王寺はＪＲ関西線、近鉄田原本線、近鉄生駒線が合流し、奈良まで十五分、天王寺には十八分で出られる大変利便性のいい立地条件です。まちづくり包括協定や町のマスタープランは理解できますが、なぜ都市公園を半減させてまでつくるのかの疑問があります。

都市公園法第十六条は、公園管理者はみだりに都市公園の全部または一部について、都市公園を廃止してはならないとされています。廃止できる理由として、一、公益上特別の必要がある場合。二、配置される都市公園にかわるべき都市公園が設置される場合、と書かれています。

国土交通省都市局公園緑地・景観課監修の都市公園法解説改訂版では、公益上特別の必要がある場合とは、少なくとも土地収用法第四条に規定する程度の特別の必要がなければならないと考えるべきであるとしています。土地収用法に書かれておりますのは道路、河川、学校や図書館など三十五項目にわたっておりますが、宿泊施設はありません。

国では、民間資金の活用による効率的な公園施設の整備を促進するための官民連携型賑わい拠点創出事業が例示されておりますが、それでも面積要件は〇・二五ヘクタール以上の都市公園であり、〇・一九ヘクタールの王寺東公園は当てはまりません。

滞在型で観光客に来てもらうには、地元の人が誇れる町であってこそ、行きたくなる町だと思います。

そこで、まちづくり推進局長に伺います。王寺町へのホテル誘致は、県から王寺町に要請されたものなのでしょうか。また、ホテル誘致に伴い、都市公園の一部を廃止することは、都市公園法に規定する公益上特別の必要がある場合に該当しないと考えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松尾勇臣）　荒井知事。

◎知事（荒井正吾）　（登壇）四十二番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

最初のご質問は、奈良県の防災拠点施設についてでございます。

今井議員は、陸上自衛隊駐屯地誘致の実現を待つのではなく、早急に消防学校の建てかえを含む防災拠点施設を整備すべきと考えるがどうかとおっしゃいました。賛成でございます。

これまで本県には災害対応の中心的役割を担うことができる広域防災拠点がありませんでした。災害に見舞われました各県の様子を見ていましても、広域防災拠点の整備はぜひとも必要と考えます。

特に、南海トラフ地震などの大規模な災害が発生した場合、奈良県はもとより紀伊半島沿岸地域に甚大な被害をもたらすことが予想され、こうした被害に対して迅速に救援活動などが行える拠点が必要と考えます。半島中央部に位置する五條市において、広域防災拠点の整備を検討しているところでございます。

現在、検討しておりますこの広域防災拠点は、新消防学校を併設するとともに、緊急物資の備蓄、地域内外からの物資の集積・配送拠点、救援・復旧活動の中心となる自衛隊、警察、消防などの機関のベースキャンプ地などの機能を備え、特に救援活動を行う機関が活用できるヘリポートの設置も視野に入れております。東日本大震災の例を見ましても、大規模災害の時にはより大きい基地と機能が必要だと思われます。

また、もしそこに自衛隊が駐屯していれば、発災時には速やかな救援活動につながるものと、期待をしております。

県では、これまでから自衛隊駐屯地の誘致活動を積極的に進めてきておりますが、他県の例からすると、誘致の実現には相当の時間を要するものと認識をしております。このた

め、まずは広域防災拠点の整備を進め、あわせて誘致活動にも取り組みながら、その実現を目指したいと考えております。

現在、県では広域防災拠点の具体的な整備内容について検討を続けております。また、候補地である五條市においても、地元や地権者との協議を重ねながら、用地の確保に向けた手続を鋭意進めているところでございます。

今後、用地の確保ができ次第、関係機関とも調整を行いながら、できるだけ早期に整備できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

国民健康保険の県単位化について、ご質問がございました。

まず、なぜ保険料水準の統一化を目指す必要があるのかというご質問でございます。現状では、市町村ごとに算定方式が異なることなどから、保険料水準は市町村ごとに異なっております。

しかしながら、保険給付が全国共通の制度であることを踏まえれば、国民健康保険の県単位化に当たっては保険料負担の不公平は解消すべきと考えられます。

一人当たり医療費に見られる地域差は病床数や医師数との関係性が高いと指摘されております。県が地域医療の提供体制整備の責任を有しながら、それらとの関係性が高い医療費の地域差を市町村ごとの保険料水準に連動させ、住んでいる市町村によって、保険料負担が異なることとすることは、被保険者にとって公平ではないと考えられます。

また、市町村で実施されている保健事業には格差がありますが、厚生労働省の資料によりますと、市町村の特定保健指導による本県の医療費適正化効果は約二億円程度と見込まれます。本県の国民医療費約四千六百億円に占める割合はわずかであることは、エビデンス上、明らかになっております。

さらに、小規模で財政基盤の脆弱な市町村が多い本県では、高額医療費の発生など多様なリスクを県全体で分散することが必要だと思います。小さな市町村で高額医療が一つ発生すると、その町村の保険料がすぐに上がってしまうことがございます。市町村ごとの医療費水準と保険料負担のリンクを遮断する必要があると思います。

このため、昨日の代表質問でも答弁いたしましたが、国民健康保険の県単位化により、県民負担の増加抑制を旨として、県民の受益であります地域医療の提供水準の均てん化を図りつつ、県民負担の公平化を図る観点から、同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでおられても、保険料水準が同じとなる県内保険料水準の統一を市町村とともに段階的に進め、平成三十六年度に完成させる方針でございます。

次に、一部の市町村が独自財源を活用して行う保険料の軽減措置についてのご質問がございました。

各市町村は、平成三十六年度の制度完成を目指し、段階的に保険料の改定を進めます。上がるところと下がるところがございます。県は、国からの財政支援拡充分を効果的に活用して、制度改正及び法定外の一般会計繰り入れ等の解消に伴い、保険料負担が増加する市町村に対しまして激変緩和措置を講じます。大きな財源をつぎ込みます。

このことによりまして、一部の市町村が独自財源を活用して行っている保険料軽減措置の解消を図ることが可能になりますし、保険料水準の統一が実現されます。

また、保険料の減免措置についてのご質問がございました。

震災等の災害や病気、失業など特別な事情により、保険料の支払いが困難となった方を対象とする制度でございます。具体的な適用条件や減免の割合などは、各市町村が条例で定めることとなっており、市町村ごとに差があるのが現状でございます。

県といたしましては、平成三十六年度の県内保険料水準の統一を進めていく中で、どのような取り扱いをすべきか、その実態を踏まえながら、市町村とよく協議してまいりたいと考えているところでございます。

県職員の働き方改革についてのご質問がございました。

まず、タイムカードの打刻時間と実際に残業として認めた時間に差が生じている理由というご質問でございます。

時間外勤務は職員みずからの判断によるのではなく、所属長をはじめとする管理監督者が真に時間外勤務が必要な職員に対して、適切に命ずることが基本となっております。

具体的には、事前命令を行った上で、時間外勤務の翌日以降にその成果及び従事時間等の勤務内容について、管理監督者が職員に確認することによって、事後に時間外勤務の実施状況を一分単位で把握しておるところでございます。

一方、出退勤システムへの記録は、勤務が終了した時点で速やかに行うことをお願いしておりますが、依然として庁舎を出る直前に記録している職員が多い状況でございます。在庁時間と残業勤務時間との差が出る大きな理由になっております。

在庁時間におきましては、食事や休息などの時間のほか、プライベートな用事、また自己の都合で残ることも考えられ、在庁時間全てが時間外勤務とは断定できません。

このような乖離の実態について、今年度、知事部局の職員のうち約十分の一に当たります二百三十名程度を抽出し、平成二十八年度一年間の在庁時間と手当て時間についてのサンプル調査を行った結果を昨年九月の総務警察委員会で報告させていただいたところでございます。

調査の結果を申し上げますと、職員一日一人当たりの平均の乖離時間は、四十四分でございました。その分布を見ますと、三十分未満の職員が四五％、一時間未満の職員が二四％となっており、約七割の職員が時間外勤務終了後、一時間以内に退庁しておりましたが、一時間を超えて在庁している職員も一定数いたことがわかりました。

八月以降は、超過勤務縮減対策プロジェクトの取り組みの一つとして、時間外勤務命令のない職員の退庁を徹底させておりますが、退庁時間と手当時間の差、つまり在庁時間と時間外勤務時間との差、今平均で四十四分となりました内容について、平成二十九年度の状況を再度調査させているところでございます。

働き方改革の次のご質問は、職員の正当な労働時間を把握し、正しい手当を二年間、さかのぼって支給すべきと考えるがどうかというご質問がございました。

時間外勤務は、先ほど述べましたように、事前命令を行った上で、翌日以降にその成果及び従事時間等の勤務内容について、管理監督者が職員に確認をしております。その上で、確認できた時間外勤務に対する手当は全て支給している状況でございます。そういったことから、未払い手当はないものと考えております。

先ほど述べましたように、再度の調査を実施させますが、その際、時間外勤務終了後、在庁して何をしているかなど、在庁時間と手当時間になぜ差が生じたのか、その原因についても、確認をさせたいと考えております。

大和川流域総合治水対策についてのご質問がございました。

まず、防災調整池等の設置を必要としない小規模開発の増加に対するご質問でございます。

大和川流域におきましては、昭和五十七年の大水害を契機に、国、県、流域市町村が連携して、ながす対策とためる対策をあわせて実施する総合治水対策に取り組んでおります。その一環といたしまして、〇・三ヘクタール以上の開発行為につきましては、保水力の低下を防止するため、防災調整池等の設置を指導してまいりました。

議員ご指摘のように、近年では防災調整池等の設置を必要としない〇・三ヘクタール未満の小規模開発が増加し、防災調整池等の設置を求めることができる開発行為が、昭和六十年の大和川流域整備計画策定時の九割程度から、最近の十年間で六割程度に低下しているところでございます。

このたびの条例におきまして、防災調整池等の設置を〇・一ヘクタール以上の開発行為に義務づけさせていただいております。大和川流域内の開発面積の九割以上が防災調整池等の設置対象となることを見込んでおります。大和川流域整備計画策定時と同等の流出増の抑制が可能になるものと考えております。

その中で、水田貯留の現状と見通しについてのご質問もございました。

大和川流域総合治水対策におきましては、ためる対策として、県、流域市町村ごとに目標量を設定して取り組んでおりますが、ため池の治水利用につきましては、目標を達成した市町村がある一方、ほとんど実施されていない市町村もあるなど、その取り組みにばらつきがございます。

このような中、水田に降った雨を一時的に貯留し、水田からの排水を抑制する水田貯留の取り組みに着目し、平成二十九年二月の大和川流域総合治水対策協議会において、新たなためる対策のメニューとして承認され、このたびの条例にも位置づけているところでございます。

この水田貯留は、平成二十四年度に田原本町が県内で初めて試験的に実施されまして、その後、十一市町村にまで広がりを見せております。今年度末にはその実施面積が約六十一ヘクタールにも達する見込みでございます。

今後も、ためる対策が低迷している市町村に対して、ため池の治水利用とあわせて推進してもらえるよう働きかけていきたいと思っております。

次のご質問は、奈良県の米づくりにつきましてでございます。
議員お述べのとおり、水田は生産の場だけでなく、景観形成や生物多様性に寄与するなど、多面的な機能を果たすと認識をしております。ただ、水田だけでは農家所得が極めて少なく、農業を維持できる実情にないのも事実でございます。このため、水田農業につきましては、意欲ある農家が将来にわたって農業に従事できるよう、二毛作の導入など高収益化を図る取り組みを支援し、農家所得の向上につながる対策を行うことが重要であると考えてまいりました。
県ではこれまで、高品質でおいしい米の安定生産による県産ヒノヒカリのブランド化や畜産農家の需要に応えた飼料用米の生産拡大などを推進してまいりました。
また、米生産の大半を小規模な兼業農家が担っている本県の実情から、本県の米の生産コストに占める機械代が全国でも六番目に高い割合となっております。このことが、経営の圧迫にもつながっていると考えております。
そこで、コスト低減化を図るため、集落営農による機械の共同化やリタイアする農家から農地を借りるなど、農地の利用集積を進めることが必要だと思っております。しかしながら奈良県では、農地への執着、私物意識が他県に比べて極めて強いと言われております。その結果、農地を集約化して、効率的な農業ができる団地化が進まない状況にあることも事実でございます。
今後は、これまでの取り組みを粘り強く継続、充実するとともに、作業の効率化を図るため、農地の団地化を進め、水田を大規模な区画にしたり、排水不良を改善して畑地化を行うことにより、米の裏作として、キャベツやタマネギなどの生産や、米にかわる、例えばイチゴなどの高収益作物を導入することで、経営基盤の強化を図る仕組みを推進していきたいと考えております。
また、兼業農家を含めて多様な担い手を確保するためには、地域で働く場が必要と考えております。とりわけ若い人に働く場が必要と考えております。いわゆる工業ゾーンなど、雇用の創出による農業兼業所得の確保を図ることも農村では大事なことだと考えております。
今後とも水田農業の振興の観点から、意欲ある農家の収益向上と省力化、コスト低減を図る取り組みを総合的、段階的に進めてまいりたいと思っております。
私に対する質問、答えは以上でございました。
○副議長（松尾勇臣）　土井健康福祉部長。
◎健康福祉部長（土井敏多）　（登壇）四十二番今井議員のご質問にお答えを申し上げます。
私には、生活困窮者自立支援制度について、今後どのように周知を図り、制度を実効あるものとしていくのかとのお尋ねでございます。
まず、生活困窮者自立支援制度の周知についてでございますが、生活に困っている方に必要な情報や支援が届くようにすることが最も重要と認識をいたしております。このため、

県民だよりやパンフレット等を活用した広報に加えまして、生活に困っている方が相談に来られる町村の生活保護窓口や社会福祉協議会の生活福祉資金窓口において、丁寧に制度のご案内、助言をいただくとともに、民生児童委員の皆様の訪問による制度の周知など、関係機関との連携を強化して、さらなる周知に取り組んでまいりたいと考えております。

　また、県内の任意事業の実施が低調なことも、制度が十分に周知されていない要因の一つではないかと考えております。

　そこで、来年度から新たに県内の十一の市と連携協定を締結し、広域就労準備支援事業を実施いたします。これは、地域資源を広域的に活用して、県と市が共同で支援プログラムの開発等を行い、段階的なスキルアップを図りながら、就労自立につながるよう支援を行うものでございます。

　生活困窮の方に早期の相談から就労自立に向けた切れ目のない支援を行うことで、事業効果を高め、制度の周知にもつなげていきたいと考えております。

　さらに、家計管理や生活、消費に関する課題を抱えている方も多いことから、来年度から新たに家計相談支援を実施いたします。これは、家計の収支管理が不十分なために、就労自立した後に再び生活困窮に陥ってしまうことを防ぐものでございます。

　引き続き、こうした取り組みを進めまして、生活困窮者の自立支援の充実に努めてまいります。以上でございます。

〇副議長（松尾勇臣）　村田地域振興部長。

◎地域振興部長（村田崇）　（登壇）四十二番今井議員から私へは、県において広く大学生を対象とした返済不要となる奨学金制度を創設してはどうかと、こういうご質問だったかと存じます。

　まず、本県につきまして検討するに当たり必要な国の動きからご説明をさせていただきたいと思いますけれども、大学生に対しての経済的な支援につきましては、これまで国が充実を図ってきております。授業料減免の拡大や、奨学金制度については有利子から無利子への流れを加速させるとともに、返還困難時における返還猶予制度の拡充というものも行われてきたところでございます。

　また、今年度、非課税世帯におきまして、一定の学力、資質要件を満たす学生を対象としまして、給付型奨学金制度の創設や、卒業後の所得に応じた返還月額を設定できます所得連動返還型制度というものが導入されたほか、無利子奨学金につきましては、非課税世帯の学生に係る成績基準の実質的な撤廃などが行われたところでございます。

　さらに、昨年十二月八日に閣議決定をされました新しい経済政策パッケージにおきましては、真に支援が必要な子どもたちに限りまして、大学など高等教育の無償化を実現することとしまして、このため二〇二〇年四月から、授業料減免の拡充とあわせまして、給付型奨学金の支給額を大幅にふやすということが盛り込まれるなど、経済的支援の拡充が進んでいるところでございます。

　こういった国の動きを踏まえますと、昨年の二月議会で日本共産党の宮本議員の代表質問に対しまして、知事からご答弁申し上げましたところでございますけれども、各地方公共団体におきましては、ご家庭に対する経済的な支援のみに重点を置くのではなく、それぞれの地域の実情と地域に必要な人材の確保という観点から施策を検討する必要があるとの考え方でございます。

　なお、本県におきましても現在、奈良県立大学における成績優秀な学生を対象としました給付型奨学金制度のほか、医師・看護師等や文化芸術分野の人材を確保するために、県内での就労等を条件に返還を免除いたします修学資金貸付金制度などを設けております。

　また、来年度におきましては、本県における大学を含めた高等教育機関の振興方策を検討することといたしておりまして、その中で産業界と連携を図りながら、どのような分野で、どのような支援を推進すれば、県に必要な人材が確保できるのか、検討を進めたいと考えております。以上でございます。

○副議長（松尾勇臣）　金剛まちづくり推進局長。

◎まちづくり推進局長（金剛一智）　（登壇）四十二番今井議員から私へは、王寺駅周辺の都市公園についてのお尋ねでございます。

　王寺町へのホテル誘致は、県から王寺町に要請されたものなのか、また、このホテル誘致に伴い、都市公園の一部を廃止することは、都市公園法に該当しないと考えるがどうか、というお尋ねでございます。お答えいたします。

　まず王寺町では、水と緑と歴史文化が身近に感じられ、活力あふれる西和地域の拠点都市を理念に、王寺町都市計画マスタープランの策定を進められているところでございます。その中で、王寺駅周辺地区は医療・福祉・子育て、商業、宿泊、金融、行政中枢機能など、多様な高次都市機能の集積を行い、西和地域の拠点としての求心力を高めていく方針というふうに伺っております。

　議員ご指摘の王寺東公園の一部を活用して、王寺町が施設を誘致されようとしているということにつきましては、県が要請したものではございません。今回の公園の都市計画につきましては、一の市町村を越えるような広域的なものではないため、王寺町が決定することになります。

　また、現在利用されている公園の全部または一部を廃止できるのは、公益上の必要性がある場合、もしくはかわるべき公園を設置する場合などとされております。

　昨日、王寺町都市計画審議会におきまして、公園管理者である王寺町が、かわるべき公園を新たに設置するという説明をされまして、計画の原案が承認に至ったというふうに伺っております。

　私からは以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（松尾勇臣）　四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子）　ご答弁ありがとうございます。

自衛隊の駐屯地と消防学校の件は、少し知事の回答にびっくりしたのですけれども、以前に関西広域連合のときにも少し意見が合ったときがあったのですが、時々そういうことがあると思って聞かせていただきました。

本当に今、消防学校が大変な状況になっておりまして、消防学校なのに、実際に火を使う消化訓練をしようと思いましたら、三重県や、大阪府の他府県の消防学校まで行かなければいけないという事態が起こっておりますので、早急にそれを実現していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、国民健康保険の県単位化の問題ですけれども、問題は高過ぎて払えない、だから、払える保険料にしてほしいというのが、私どもに寄せられている声です。保険料が払えなくて、今、窓口に相談に来たら保険証を渡しますという世帯が四千二百五十二世帯、それから、行方不明で保険証を渡せないというのが七百二十八世帯。四千九百八十世帯に保険証が渡っていないという状況です。世帯平均人数が一・六四ですから、八千百七十人に保険証が届いておりません。滞納世帯が二万件、これで本当に国民皆保険とは言えない状況ではないかというふうに思っております。

平成二十七年の国民健康保険の年報を見ますと、奈良県で十九の黒字の自治体があります。それが、統一保険料になりますと、黒字でも十七の自治体が引き上げをしなくてはいけないというようなことになりまして、例えば、ある自治体では被保険者数が五千九十九人というふうにされておりますが、実際には四千五百人しかいなくて、そこで一億円の差が出るので、その分を町が負担しなくてはいけないという、そんな問題なども聞いております。

私は、市町村の国民健康保険であれば、そうした調整は可能だと思います。今、本当に医療水準の問題でも、ドクターヘリなどもしていただいて、以前から比べたら随分前進はしていることはわかりますけれども、例えば南部のほうでは、自分の住んでいる場所で子どもを産むこともできない、死ぬこともできない、亡くなるというようなときにはどこかに入院するか、施設や村外の家族のところに行かないと、死を迎えることができないという現実がある中で、保険料の統一だけをすることは本当にどうなのかと思うわけでございます。

そして、こういうような保険ですから、ぜひ、減免制度などは従来どおりにするべきだというふうに思います。検討と言われておりましたけれども、減免制度をする場合に、市町村からの繰り入れや、基金の活用は可能なのかどうか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

それから、お米と治水対策の問題ですけれども、大和川の遊水地で一万立方メートルの水を受けられる計画になっているのですが、この間の水田の減少で、もう既にその一・九倍の水の保水力が奪われているという状況が起こっておりますので、新たな制度にかわりましたときには本当にきちんとしていただきたいとお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、二毛作の話が出ましたけれども、今、奈良県を景観とか彩りとかという事業をされておりますが、奈良の春といえば、春は菜の花とか、レンゲというイメージがありましたが、ほとんど見かけなくなりました。そういうような田んぼの活用などもぜひ検討して、進めていただきたいというふうに思っております。その点でご意見があったら、またお聞かせいただきたいと思います。

それから、年金は質問ではないのですけれども、奈良県で一年間にどれだけの年金額が入っているかという資料をそこに出したのですが、五千六百億円の年金が奈良県に入っております。県の今年度の一般会計予算が五千六百億円というようなものですので、年金の額のほうが県の予算よりも大きいということになっております。これが下がるということは大変なことですので、これについてはぜひ国に要望していただきたいというふうに思います。

それから、働き方のところで、残業時間というのは残業命令があった時間のことを言うのか、その点をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、王寺町の都市公園ですけれども、昨日の王寺町都市計画審議会の中に出た意見といたしまして、一つ紹介しておきます。これは子どもの意見です。絶対ホテルをつくらないでください。僕は友達とよく王寺東公園で遊んでいます。もしつくっても、ボールを当てちゃっても、僕はお金なんか払えません。土下座でもするから、僕は絶対反対です。絶対つくらないでくださいという切実な声がございますので、紹介しておきたいというふうに思います。

○副議長（松尾勇臣）　荒井知事。

◎知事（荒井正吾）　自衛隊誘致について、今井議員と意見が一致したように思いましたけれども、またよく考えて、続けたいと思います。

保険でございますが、負担できない人は、保険でございますので、負担できる人に公平に負担してもらうというのが保険でございますので、それを、給付は負担できない人にもあるというのが保険制度の最大のメリットでございますので、負担できない人がいるというのは減免なり、保険料負担の考え、対象の話でございますが、その中で市町村国民健康保険と県営国民健康保険。保険は小さいほうがいいのか、もう少し広いほうがいいのか。保険制度としては大体総じて広いほうがいいわけでございます。その中で、負担については県内どこに住んでも、同じ所得、世帯構成であれば、同じ負担の額にしようというのがこの公正な保険制度の負担を達成する大きな目標でございます。その点については、ご理解をいただけるのではないかと思います。

その中での保険料の減免制度をどうするかというご質問なり、ご指摘がございました。

先ほどご答弁いただきましたように、市町村ごとにいろいろ事情に応じてされているように思いますので、市町村とよく協議してまいりたいと思いますが、県としては県営保険になる上では、扱いが公平になるように、この市町村と隣の市町村では減免制度の扱いが

極めて違うということにならないように調整をする観点が県ではあろうかと思っております。

景観につきまして、水田景観、景観作物を植えるということがありましたが、水田は水田のまま、また畑地のように、農業生産のために使っていただくための効率化を指向しております。耕作放棄地率が奈良県は大変多いわけでございますが、黙って農業をやめ、農地を放棄されるのはこれまで農地として維持するのにどれだけお金をつぎ込んだのかというふうに思い返しますと、本当に罪なことをされるなというふうに私は思います。その農地跡に景観作物を植える、公園にするなどは大きな方法だと思いますが、農地でなくす必要もございません。農地でありながら、景観作物を植えることも可能でございますが、農地でなくして、公園にする、あるいは防災拠点にするといったようなことも考えられるものでございます。

その中で、菜の花とかレンゲというのは、議員のイメージにふさわしいお花だと思います。可憐ということでございますが、それも大変有力な植栽の対象であろうかと思います。奈良県全体、植栽計画できれいにしようというふうにしております。森や畑、また道端をきれいにしようという景観、四季彩りの庭づくりというのを進めておりますが、水田の周辺、またため池の周辺も植栽できれいにしていきたいと思います。

最後に、残業時間の考え方というのはあろうかと思います。先ほどご答弁申し上げたとおりでございますが、在庁時間と残業時間の乖離。先ほど四十四分、サンプルではあるということでございましたが、それがどうしてそういうことが起こるのかということは、もう少し突き詰めないといけないと思っております。サンプルの時間の把握だけではなしに、実態の把握にも努めていきたいと思っております。

再答弁は以上でございます。

○副議長（松尾勇臣）　四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子）　ありがとうございます。

残業時間のことで、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインというのが出ております。その中で、自己申告した労働時間を超えて事業所内にいる時間について、その理由を労働者に報告させる場合には当該報告が適正に行われているかについて確認することということで、その際、休息や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため、労働時間ではないと報告されていても、実際には使用者の指示により、業務に従事しているなど、使用者の指揮命令下に置かれていたと認める時間については、労働時間として扱わなければならないと、こういうようなことがございますので、そうした問題についてはきちんと精査をしていただきたいというふうに思います。これで終わります。

○副議長（松尾勇臣）　しばらく休憩します。

△午後三時四十八分休憩

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

△午後四時五分再開
○議長（岩田国夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。
　次に、十二番藤野良次議員に発言を許します。－－十二番藤野良次議員。（拍手）
◆十二番（藤野良次）　（登壇）民進党の藤野です。今日は三月二日、郡山百万石の城主でありました大和大納言、豊臣秀長公の生誕日です。この日に私が質問に立つということで、何か不思議なご縁を感じてしまうのは、恐らく私だけでしょう。これから暖かくなり、郡山城の桜も開花され、お城祭りも盛大に開催されます。ぜひとも多くの県民の皆様に郡山城へお越しをいただきたく、心よりお願いを申し上げ、議長のお許しをいただきながら、民進党会派を代表して質問を行います。
　荒井知事は、新年度予算案を今議会に提出されるに当たり、戦後、大阪のベッドタウンとして発展してきた奈良県は、他県に比べ、人口減少と高齢化が急速に進んでいく。この影響を緩和し、持続的に発展していくためには、将来の地域の発展につながる投資を積極的に行っていく必要がある。そのため、平成三十年度予算はもっとよくなる奈良を目指し、奈良のよりよき未来に向けた種をまいて、将来の奈良県の礎を築く願いを込め編成した、と述べられました。
　現在、奈良県の六十五歳以上の高齢者人口は年々増加傾向にあり、平成二十七年には高齢者数は三十八万八千六百十四人。高齢化率は二八・七％に達しました。高齢化率は相変わらず全国平均を上回っています。また、平成三十二年には高齢化率は三〇％を超え、団塊の世代が七十五歳を迎える平成三十七年には三二・六％に達する見込みであり、今後も全国より早いスピードで高齢化が進んでいく見込みとなっています。
　また、合計特殊出生率は平成二十五年に下降し、平成二十六年には一・二七と、全国平均の一・四二を下回り、全国ワースト三位となっています。出生数も減少傾向にあり、平成二十六年には一万人を割っています。さらに申し上げれば、将来の人口予測についても、国勢調査の結果から奈良県の総人口の推移を見ると、平成十一年をピークに平成十二年から減少に転じ、平成二十二年は約百四十万人となりました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成五十二年には約百九万六千人になると予測されています。
　そういった状況を踏まえた中、もっとよくなる奈良を目指そうとする新年度予算について質問いたします。
　歳入歳出予算が平成二十九年度当初予算より約二百八十八億円、率に直しますと、約六％の増額となりました。歳入予算のうち地方交付税と臨時財政対策債の減少はあるものの、県税及び地方消費税清算金が大幅に増加しています。地方消費税清算金については、税収を各都道府県に割り振る基準のうち、人口基準を現行の一七・五％から五〇％に引き上げられ、約三十六・七億円の税収増につながっています。
　荒井知事は以前から、人口基準の引き上げを政府に訴えてきておられ、ようやく国も見直しに動いたという経過があります。また知事は、今回の増収額分については、教育予算の充実という形で県民に還元することとされておられます。国づくりは人づくりから、と

言われます。まさしく、奈良のよりよき未来に向けた種をまいて、将来の奈良県の礎を築くにふさわしい予算計上であると思われます。
　その中では、当時の民主党時代から速やかに実現を図ってほしいと強く要望していました県立高等学校の耐震化や県立高等学校での空調整備及びＰＴＡ・育友会設置分の運転費用の県負担の取り組みがあり、大変うれしく思っているところです。
　また、私立高等学校等授業料に対する支援の拡充も盛り込まれています。それぞれの私立高等学校は、個性豊かな活動を積極的に展開されておられ、奈良県教育の振興に向け、その責務を果たしておられます。高等学校の教育において、子どもに対する学びの支援という観点では、公立・私立の枠にとらわれず、県としては振興は重要であると思うところです。一方で、学力・学習意欲に関する課題や生徒指導上の課題もあるようにお聞きしています。
　そこで荒井知事にお尋ねいたします。
　奈良県の子どもたちには学力だけではなく、人間性やたくましい心身を備えた人として育ってもらいたいと願いますが、私立高等学校における教育の振興のため、県としてどのように取り組もうとされているのか、お聞かせください。
　次に、市町村の教育環境の充実に向けた取り組みについてですが、今回の地方消費税の清算金増収分のうち、約半分の十八・四億円は各市町村に交付され、市町村の一般財源の底上げを図ろうとされています。地域の教育面に目を移しますと、市町村立の小中学校における校舎の大規模改修や空調整備、あるいはトイレの全面改修など、ハード面に対する教育環境の充実が叫ばれています。
　そこでお尋ねいたします。
　地方消費税の清算金増収分について、県と同様に市町村にも教育環境の充実に取り組んでもらうべきだと考えますが、県内市町村に対し、県はどのように取り組みを進めようとされるのか、お聞かせください。
　次に、医師・看護師の確保についてですが、奈良県は健康寿命日本一の目標達成を目指し、関連予算の編成をされています。介護・医療・健康のカテゴリーのもと、どの取り組みも重要かつ必要な施策であり、大いに推進が図られるよう期待するところです。
　医療の面で申し上げますと、救急医療や高度医療を担う、断らない病院と、地域包括ケアを支える、面倒見のいい病院の機能強化の促進が掲げられています。一方、厚生労働省による平成二十八年医療施設に従事する医師数の調査の概要を見てみますと、奈良県の医療施設に従事する人口十万対医師数は､全国平均二百四十･一人を若干上回っていますが、産婦人科・産科医は全国平均を少し下回っています。また、小児科の医師や外科医については全国平均を下回っている状況です。
　今後も、救急医療、高度医療、地域医療などさまざまな分野で、医師や看護師の確保が求められてきます。特に、地域包括ケアを支えるためには、在宅医療体制の整備も急務であると考えます。

そこでお尋ねいたします。
救急医療や地域包括ケアシステムなど、地域医療提供体制の構築を進めるため、新年度予算において、さまざまな施策に取り組まれようとされています。それらの施策を進めるに当たっては、医師及び看護師の役割が最も重要と考えますが、必要となる医師、看護師の確保に向け、どのように取り組もうとされておられるのか、お聞かせください。
次に、高齢者と若年無業者の就労についてですが、従業員三十一人以上の企業一千六十八社を対象に奈良労働局がまとめた平成二十九年高齢者の雇用状況によりますと、六十五歳以上の就労希望者全てが働ける県内企業の割合は、前年より〇・九ポイント上昇の八二・二%となり、全国で四番目。近畿では四年連続一位ということです。
また、従業員三十一人以上の県内企業で働く六十歳以上の常用労働者が年々増加しており、七十歳以上まで働ける企業の割合も三・三ポイント上昇して、二九・二%となったそうです。
他方、全国においては、二十二年後の平成五十二年には全世帯の三九・三%がひとり暮らしになると言われており、また、全世帯のうち六十五歳以上が世帯主のケースも、同年には四四・二%と半数近くになると予想されます。これからますます進んでいく高齢化社会において、長く働いて安定した生活を送っていただくことや生きがいを持って働ける場づくりは喫緊の課題であると思われます。
一方で、働くことに悩みを持つ若者もふえています。現在、奈良若者サポートステーションにおいては、企業と連携し、悩みを抱える十五歳から三十九歳の若者の就職を支援されており、事前見学や職場体験などを行い、最終的には雇用に結びつくよう取り組まれています。こういった就労していない若者に対して、後押しをする取り組みについては大いに期待するところであります。
そこでお尋ねいたします。
新年度予算において、高齢者と若年無業者の就労に対する予算措置が行われていますが、行政が支援を行う取り組みの充実を求めるところです。現状と今後の取り組みについて、お聞かせください。
次に、障害者への虐待問題についてお聞きします。
昨年の九月議会において、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくりについて質問いたしました。障害のある人とない人の絆を強くをテーマの一つとして掲げた国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が全国で初めて、一体開催されたことや、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の制定。また、奈良県障害者計画に基づいて、さまざまな障害者政策の推進を図り、共生社会の実現に取り組まれていることに対し、率直に評価をさせていただいた次第です。
さらには、既に公表されています平成二十九年障害者雇用状況では、県内民間企業の障害者雇用率が前年より〇・〇二ポイント上昇。二・六二%で過去最高を更新。二年連続で全国一位ということです。本年四月からは、法定雇用率がさらに引き上げられるというこ

とで、県内企業への啓発活動の強化や精神障害者に対する定着支援など、より一層の取り組みに期待するところです。改めて、奈良県における障害者政策の評価と、今後のより積極的な施策の充実を求めるところです。

さて、昨年末に厚生労働省は、二〇一六年に虐待を受けた障害者は三千百九十八人に上ったと発表いたしました。二〇一二年度の調査開始以来、最多だった二〇一五年度比では微減ですが、障害者施設の職員などによる虐待は件数、被害者数とも前年度比一八％増と急増し、過去最多を四年連続更新したということです。

昨年度に家庭や施設、職場などからあった虐待の相談・通報件数は前年より八件ふえ、計七千四百六十六件。このうち、国や自治体が虐待と判断したのは二千五百二十件。被害者は三千百九十八人で、前年より減少しているものの、依然高水準が続いています。施設職員などによる虐待は年々増加しており、昨年度の相談・通報件数は二千百十五件で、そのうち四百一件が虐待と判断されており、被害者は六百七十二人で、前年比百三人増と急増しています。また、障害の種別では、知的障害者が六九％で最も多かったということです。雇用主など職場の使用者による虐待は、相談・通報が七百四十五件。そのうち被害者は九百七十二人で、前年比百五十一人減ということです。

一方、奈良県においては、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までに県障害者権利擁護センターと県内三十九市町村の虐待防止センターで受理した事案をまとめた平成二十八年度の県内における障害者虐待の状況を公表されました。今回、虐待と認定されたのは前年より一件ふえた二十一件であり、相談・通報・届出の受理は県十六件、市町村六十五件、計八十一件で、前年度の五十八件より大幅にふえたということです。

受理の内訳は、養護者によるもの四十五件、障害者福祉施設従事者等によるもの二十六件、使用者によるもの十件。このうち虐待と認定されたのは二十一件で、養護者十六件。障害者福祉施設従事者一件、使用者四件。相談・通報・届出を行った人の内訳については、虐待を受けた本人が二十二人、当該施設・事業所職員が十人、家族・親族が九人、警察が九人、近隣住民・知人が五人、相談支援専門員・施設従事者が四人などということです。

虐待の種別については、身体的虐待十四件で、前年比一件増。心理的虐待四件で、前年と同じ。経済的虐待三件で、前年度より九件減。放棄・放置、いわゆるネグレクト二件で、前年と同じ。性的虐待一件で、前年と同じ。このうち養護者による虐待が十六件あり、身体的虐待が十二件だったということです。

虐待を受けた人の性別は男性十人、女性十一人。年齢層は十九歳以下が六人で、五十歳から五十九歳が五人、四十歳から四十九歳が四人、三十歳から三十九歳が三人、二十歳から二十九歳が二人、不明が一人となっています。

児童虐待、高齢者虐待、そして障害者虐待。昨今叫ばれています弱い立場の方への虐待について、強い憤りを覚えるのは私だけではないと思います。

そこで、荒井知事にお尋ねいたします。

障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくりを目指し、ともに支え合う社会の実現を図ろうとする奈良県にとって、障害者への虐待は看過できるものではなく、実態把握や啓発の強化に取り組むべきだと考えますが、所見をお聞かせください。

次に、ごみ処理広域化奈良モデルの推進についてお聞きします。

現在、奈良県は市町村の行財政運営の効率化及び安定的なごみ処理の継続を図るため、ごみ処理の広域化を促進されており、県内四地域で施設の統合整備による広域化を進められています。

奈良県内の約八割のごみ処理施設が老朽化に伴う施設更新等が必要な状況であることや、処理人口五万人未満の小規模施設が約七割を占める状況において、施設更新を契機とする広域化への対応が喫緊の課題とされていましたが、この課題解決に向け、平成二十二年度から奈良県・市町村長サミットの場で、各市町村の現状、課題等を共有しながら、広域化の効果、必要性の認識を深めてこられました。

また、平成二十五年三月に策定した新奈良県廃棄物処理計画では、県、市町村の連携・協働という奈良モデルにより推進する施策として、ごみ処理の広域化を掲げ、取り組みの推進を図ってこられました。このことにより、さくら広域環境衛生組合、山辺・県北西部広域環境衛生組合、やまと広域環境衛生事務組合の三組合と、桜井・宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会が組織され、昨年六月にはやまとクリーンパークも竣工されたところです。

また、ごみ処理施設の整備に対する県の支援として、直近では平成二十九年度予算で三千七百万円、平成三十年度当初予算で五億九千五百万円の予算が計上されているところです。

ごみ処理の広域化における県の役割としては、関係市町村の意向を受けて広域化の枠組み、市町村構成を調整することや、事業化促進の基礎資料として広域化にかかる将来見通しを取りまとめ、情報提供することなど、関係市町村と連携した支援とともに、平成二十八年四月には奈良県独自の施策として、ごみ処理広域化を促進するための奈良モデル補助金が創設されました。市町村の自治事務であるごみ処理について、県が市町村と連携・協働して広域化を促進されており、全国的に見ても先進的な取り組みであると言えます。

ごみ処理の広域化により、関係市町村の行財政運営の効率化や安定的なごみ処理の継続、スケールメリットによる効果、効率的な資源循環、広域化による施設整備を契機とした地域振興などの効果も期待できるところです。今後の課題も見据えながら、大いに推進を図っていただきたいと願うところです。

さて、これにあわせて昨年二月より、同時期に廃棄物処理施設の改修や建てかえが必要となる団体が対等の立場で将来の形を調査・研究し、合意できるかどうかを検討することや、ごみの広域処理も選択肢の一つとして考え、将来のよりよいごみ処理を考えていくための情報交換を行うことを趣旨目的とした合同勉強会が開催されております。参加団体は大和郡山市、生駒市、平群町。本年度からは奈良市も参加されておられ、奈良県もオブザーバーで出席されておられます。お聞きするところによりますと、現在まで四回開催され、

ごみ処理の現状と課題や奈良モデルのメリット、各焼却施設の運営スケジュールなどの情報を共有しながら、勉強を始められているとのことです。

一方、私の地元の大和郡山市清掃センターは昭和六十年に竣工され、稼動後三十年以上の経過によって、施設の老朽化が進んでいますが、今後も長期にわたり施設を稼動するため、環境省の二酸化炭素排出抑制促進事業として、廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事を行い、施設の延命化を図るための工事が進められています。平成三十年三月三十一日までの工事期間であり、四月一日から長期包括責任委託事業で、運営を民間に任せるということです。

しかし、十五年後には耐用年数に達するため、新炉建設となります。こういった将来の計画を伺いますと、選定、構想、合意や計画、調査、設計及び施工におよそ十年から十二年かかると予想しますと、本格的な協議も目の前に迫られているのではないかと思うところです。

そこで、荒井知事にお尋ねいたします。

三組合、一協議会以外のごみ処理広域化奈良モデルの推進について、とりわけ現在、合同勉強会を開催されておられます四自治体のごみ処理広域化奈良モデルの推進について、ご所見をお聞かせください。

次に、産業活性化について、三点にわたってお聞きいたします。

一点目は、県内の産業用地についてお尋ねいたします。

平成二十八年、奈良県における工場立地件数は三十二件で、前年より七件の増。全国で十二位、近畿では兵庫県に次いで二位になったということです。また、平成二十九年上期における工場立地件数は前年上半期に比べると、五件増の二十一件で、全国七位。本日公表されました平成三十年一月の県内の就業地別有効求人倍率は一・六二倍となり、調査開始以降の最高値を更新したとのことです。

一方で、総務省が発表した平成二十八年経済センサス活動調査結果を県が独自で集計した内容によりますと、県内には四万六千六百六十四カ所の事業所があり、全国で四十位。前回の平成二十四年調査時と比べて、〇・一％減。また、従業員数は前回調査時より三・二％増の四十四万一千九十二人となり、全国では三十七位ということです。

県内総生産に目を移しますと、平成二十六年度の名目では三兆五千四百七億円で、前年度に比べ二百三十億円の増ではありますが、実質では三兆七千八百三十三億円で、前年度に比べ二百二十六億円減と、三年ぶりに減少しています。また、名目、実質とも国内総生産に占める割合は〇・七二％となります。

こういった調査結果を見ますと、まだまだ厳しい現状ではありますが、県による積極的な取り組みが県内経済の衰退に歯どめをかけていることも事実であり、今後のさらなる取り組みに期待を寄せるところであります。

さて、現在こういった企業誘致に対しての課題も浮き彫りになってきています。例えば、平成二十九年上半期における工場敷地面積ですが、前年上半期に比べると四ヘクタール減

の六ヘクタールとなり、立地企業一件当たりの敷地面積の平均は、前年上半期に比べると三千四百平方メートル減の二千九百平方メートルとなっています。

ちなみに、全国平均は一万二千平方メートルということなので、大規模な産業用地が少ない県内事情も今後の企業誘致の課題になってくると予想されます。

そこで、荒井知事にお尋ねいたします。

企業誘致における産業用地の確保策がさらに求められると考えます。大規模な産業用地が少ない県内の現状に対して、今後の取り組みをお聞かせください。

二点目は、大和郡山市と連携して取り組みを進めている工業ゾーン創出プロジェクトについてお尋ねいたします。

奈良県と大和郡山市とが連携して、郡山下ツ道ジャンクション周辺において工業ゾーン創出プロジェクトの協議が進められています。既に打ち合わせや会議等の開催、あるいは意向調査についての地元説明会も開催されており、事業手法の検討や概算事業費の試算、課題の確認や予算の打ち合わせなどもされておられるとお聞きしています。

今後、スケジュールの見直しやデベロッパーの意向調査結果に基づくエリア及び整備方針の調整、あるいは京奈和自動車道との調整や土地利用調整に係る関係機関との協議等が課題として予想されますが、せっかくの企業誘致に向けた取り組みであり、この工業ゾーン創出プロジェクトの推進に強く期待しているところです。

そこでお尋ねいたします。

郡山下ツ道ジャンクション周辺における工業ゾーン創出プロジェクトの現在の進捗と今後の取り組みについてお聞かせください。

三点目は、県内企業の人材確保についてお尋ねいたします。

冒頭申し上げました調査開始以降の最高値を更新したという本年一月の県内の就業地別有効求人倍率を見てもおわかりのように、県内企業の採用意欲は強い状態を保っています。しかし、一方で人手不足感が根強い状況も相変わらず続いています。

全国における売り手市場での学生の大企業志向や、高卒者までに及ぶ大企業の囲い込みなどで、中小企業を中心とする県内企業も人材確保には苦慮されているとお聞きしています。

一昨年の二月議会で、奈良県の産業人材の確保について質問いたしました。県内には奈良工業高等専門学校をはじめ、優秀な工業高等学校があり、多くの優秀な産業人材が育っているが、卒業生の多くが県外に就職しており、県内で学ばれた優秀な技術系産業人材が県内で就職していただくためには、職場としての県内企業の魅力を高めることが重要であり、その取り組みについてお聞きをいたしました。

荒井知事は、県内中小企業の新技術の開発や自社製品のブランド化、高付加価値化を図ろうとする新たな取り組みに対しても技術支援や補助を継続して実施するとともに、県内企業の高度化が進んでいることを、県内及び県内出身の若者たちにもっと知っていただく

努力も必要と考える、と答弁されました。県内には、優秀なあるいは魅力のある企業が数多く存在しています。

しかし、県内企業の実力、実績が県民、特に若い層に十分に伝わっていない状況ではないかと思われます。先進的手法も含め、多様な方法や機会を捉えて積極的に自社を発信し、学校現場を含む若年層に接近することが求められていると思うところです。

そのような中、ことし二月に将来的な若者の県内就職率の向上につなげることを目的とした奈良工業高等専門学校と県内企業の交流会が、大和郡山市三の丸会館で開催されました。参加対象企業は県内に本社または事業所を有することや、過去三年以内に新卒者の採用実績があること、また奈良工業高等専門学校の専門分野を生かすことができることが条件であり、教授や教員と県内企業の担当者とが活発に交流を持たれたとお聞きをいたしました。こういった県内企業の魅力を発信する場の提供と、それこそマッチングを図る試みはさらに充実していただきたいと願うところです。

そこでお尋ねいたします。

県内には、優秀かつ魅力ある企業が数多くあるにもかかわらず、その魅力が伝わっていない現状と思われます。県内企業の魅力を存分に発信する場の提供や、行政が雇用のマッチングを図る取り組みについてお聞かせください。

最後に、教員の働き方改革についてお聞きいたします。

今国会における代表質問の答弁で、安倍内閣総理大臣は教員の業務負担軽減を図るのは喫緊の課題であり、長時間勤務の是正に取り組むと明言されました。既に文部科学省は、昨年六月に中央教育審議会において、学校における働き方改革特別部会を設置し、昨年十二月には教員が行うべき業務の明確化・適正化や勤務管理の徹底、時間外勤務の上限目安の指針づくりなどを求める中間まとめを取りまとめました。

また、特別部会は今月から、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の見直しに向けた議論も本格化させています。学校現場では、時間外勤務という概念が希薄であるとお聞きします。労働基準法では、学校管理者の校長や教頭に教員の長時間勤務を避けるよう管理する責務がある一方、給特法では校長が命じることができる時間外勤務は校外実習など限定された業務とされ、部活動で子どもたちを指導したり、授業のための準備などは、教員による自発的行為とされ、これらの対価は働いた時間の長短に関係なく、基本給の四％が上乗せされる教職調整額で手当てされており、残業代はゼロとされていることなどが背景にあるためです。

労働時間の長さに応じて残業代を支給するということになれば、かなりの予算が必要となりますが、自発的行為と位置づけされた教員の時間外勤務の長さは、国会の代表質問でも取り上げられるほどの重要な問題でもあります。厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている時間外勤務時間数は月八十時間以上ですが、文部科学省の平成二十八年度教員勤務実態調査によると、同時間を超える割合は小学校教諭で三三・五％、中学校教諭で五七・七％となります。

学校現場における教員の多忙化に歯どめがかからず、超過勤務は常態化し、教員を取り巻く環境は年々悪化していることは、昨年の九月議会の一般質問でもふれました。とりわけ、部活動の指導や煩雑な事務作業の外部人材の活用も含め、教員の長時間勤務を改善するための取り組みを求めたところです。今回改めて、現場の先生方のご意見を受け止めながら、三点にわたる質問をいたします。

その前に、多くの都道府県にある県費教職員の勤務時間、休暇等に関する条例あるいは規則が奈良県には存在しないことに疑問を感じました。職員の勤務時間、休暇等に関する条例・規則は定められていますが、県庁職員と学校現場の教員とでは、働き方に大きな違いがあることは誰もが認めるところです。したがって、早急に条例や規定を設けていただきますよう強く要望するところです。

さて、以前からの質問で、教員のメンタルヘルス不調の未然防止に努めていただきたいと要請を行っていましたが、衛生管理者、衛生推進者を選出しているだけで、ストレスチェックなどはあまり進んでいない小中学校が多いとお聞きをいたします。やはり、ストレスチェックを行い、数値がよくない教員には医師への面談を促すことや業務軽減の配慮が必要であると思われます。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

県教育委員会として、教員のメンタルヘルス不調の未然防止に努めるため、県内の公立小中学校における労働安全衛生管理体制の整備について、どのように取り組んでいるのかお聞かせください。

次に、事務作業の合理化についてですが、教員は業務の一つとして通知表や出席簿、指導要録を作成されています。しかし、多くの小中学校では、いまだに学級担任により手書きで記載されています。児童・生徒の通知表や指導要録などに同じ内容文をそれぞれ手書きで写す作業について、クラス全員の数をこなすとなると、かなりの時間を費やすことになります。

他府県の市町村では早くから校務支援システムが導入され、テストの結果等を入力すれば、通知表や指導要録の書式に変換できるようにされています。こういった合理化を図れば、煩雑な事務作業に取られる時間の解消につながると思われます。

そこでお尋ねいたします。

通知表や指導要録など書類の電子化を推進し、事務作業に取られる時間の解消を図るべきと考えますが、所見をお聞かせください。

次に、臨時的任用教職員である講師の待遇改善についてですが、昨年八月に総務省は、会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等についてという通知を出されました。特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るということで、平成三十二年四月一日に導入を目指し、取り組みが進められているということです。現在、教員全体の約一〇％以上が臨時的任用職員であり、この制度によって、適正な任用、勤務条件の確保が行われるよう期待するところです。

現在、奈良県における臨時的任用教職員の給与の決定については、人事委員会の規則で過去の経験年数のうち七年を超え十年までの経験月数が五分の四、十年以上の経験月数が三分の二と取り扱われます。つまり、十年を超える経験月数は十二カ月勤務しても経験月数が八カ月とみなされます。学校内において、正規教員と変わらぬ忙しさや若い教員の指導的立場として取り組まれておられます講師の先生方に対する評価として、何らかの対応は必要ではないかと考えるところです。

そこでお尋ねいたします。

臨時的任用教職員である講師の待遇改善に向けて、県教育委員会として、どのように取り組んでいるのかお聞かせください。

以上で、壇上における質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩田国夫）　荒井知事。

◎知事（荒井正吾）　（登壇）十二番藤野議員のご質問がございました。私に対しましては、新年度予算の幾つかの項目についてのご質問でございます。

まず第一問は、教育の分野でございますが、議員お述べのように教育は国、地域にとって最も大事な施策だとお述べになったことを肝に銘じて、教育施策に取り組んでいきたいと思います。

私立学校の教育振興のための取り組みのご質問でございます。

私立学校は建学の精神に基づきまして、特色ある良質な教育を提供することを基本的な使命としておりますが､国公立の学校と同じく公教育の一翼も担っております｡このため、私学教育に対する県の支援は、私立学校の果たす役割等に留意しつつ、奈良県の教育力や教育水準の向上のほか、教育課題の解決につながることが必要だと考えております。

県では、私学教育の質の維持・向上を目的として、優秀な教員の確保や教育環境の充実などに資するよう、私立学校の運営費に対して補助を行っております。この運営費補助においては、県内公立学校への公費支出額などをもとに、各学校の生徒数や教職員数の規模などによる積算に加えまして、本県独自の措置として、奈良県教育振興大綱に沿った取り組みに対する加算を設けております。

具体的には、児童生徒の学ぶ力や学ぶ意欲を伸ばす取り組みや、いじめ・不登校など生徒指導上の諸課題に積極的に対応する取り組みなどを対象に加算を行い、教育の質の向上や教育の努力に応じたメリハリのある補助制度としております。

一方、中学卒業後の進学を選択する際、私立高等学校しか選択肢がない場合などにおいて、ご家庭の経済事情のため進学を諦められることのないよう、学費負担者に対する支援に取り組むことも必要と考えております。本県の私立高等学校の授業料を軽減するための支援につきましては、国の就学支援金制度と県の授業料軽減補助制度をあわせて実施しておりますが、平成二十八年十二月議会で、高等学校等の無償化に関する請願書が採択されたこともあり、その対応について検討を進めてきたところでございます。

昨年の十二月八日に閣議決定されました新しい経済政策パッケージにおいて、国制度の拡充の方向性が示されたことを踏まえまして、平成三十年度の税制改正で、地方消費税の清算基準の見直しにより増収となった財源などを活用し、補助の上限について、現行三十八万円を平成三十年度は県内私学における授業料の加重平均である四十二万円に引き上げたいと考えております。

今後とも、学校に対する運営費補助と学費負担者に対する授業費軽減補助の二つの補助制度を活用しながら、私立高等学校における教育の振興に取り組むことを基本的な支援にしたいと思っております。

地方消費税の清算金増収分の対応についてのご質問がございました。県内市町村に対する取り組み、県の姿勢という質問でございます。

県立高等学校におきましては、施設の耐震化や空調設備の整備が重要な課題となっておりますが、平成三十年度税制改正における地方消費税清算基準の見直しに伴い、今後増収が見込まれますことから、これを財源として、耐震化や空調整備などの教育環境の充実を推進したいと考えています。

一方、県内市町村の小中学校の教育環境につきましては、施設の耐震化はおおむね完了しておりますが、空調設備の設置率やトイレの洋式化率は全国平均に比べ、おくれている状況でございます。児童生徒の学校生活において重要な課題であると理解をしております。

市町村の教育環境の整備につきましては、県内市町村においても、地方消費税清算基準の見直しに伴う増収が見込まれますので、県の対応を参考に取り組みを進めていただければと考えており、さまざまな機会を通じて、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

さらにこれを後押しするため、県からの財政的な支援といたしまして、平成三十年度当初予算案におきましては、これらの整備に活用いただけるよう、市町村振興資金の予算額を五億円拡充いたしました。

市町村振興資金は、厳しい財政状況の中、住民サービスの維持向上、地域の発展に取り組む市町村を支援するため、公共施設等の整備に必要な資金を低利で貸し付けるものでございます。市町村の財政健全化に資する有用な制度として、これまでも多くの市町村に活用されてきました。

県としては、市町村において教育環境の充実に向けて、前向きに取り組んでいただきたいというメッセージを込めまして、この振興資金の貸付枠の拡充により、引き続き支援したいと考えております。

議員ご指摘のとおり、教育環境の充実は市町村の小中学校等を含めた県内の公立学校にとって、重要な課題であると考えております。そのため、県内一丸となって、学校施設等の整備等、教育環境の充実に取り組んでいただけることを期待しております。

救急医療、地域包括ケアシステムの充実の中で、医師、看護師の確保についての取り組みのご質問がございました。

第七次奈良県保健医療計画に基づき、医療提供体制を構築するに当たりまして、医師、看護師が果たす役割は大きく、その確保は重要な課題であると認識をしております。本県ではこれまで、奨学金制度の設置や初期臨床医に対するプロモーション活動等、医師確保の取り組みを進めてまいりました結果、県全体では人口十万人当たりの医師数が全国平均を上回るまでになってまいりました。

引き続き、医師の養成・確保に取り組むとともに、地域に必要な医療機能や医療機関の症例数等に応じて医師が適正に配置されるよう、県立医科大学をはじめ、関係医療機関と議論を進めていきます。

看護師確保につきましては、看護師の方々にとって魅力ある職場づくり、看護師の働き方改革が重要と考えます。

県では、先進事例を看護の現場の方々と共有するなど、看護師のマネジメントモデルづくりを進めてまいりたいと考えます。

また、在宅医療ニーズの増加に対応するため、新たに訪問看護に興味を持つ看護学生のインターンシップ、高いスキルを身につけるための研修への支援、訪問看護ステーションの経営基盤の強化にも取り組んでまいりたいと思っております。

予算に関する次のご質問は、高齢者と若年無業者の就労の支援についての考え方でございます。

人口が減少する中で、労働力を確保し、奈良県経済の好循環を促進していくためにも、高齢者の就業率を高めることは重要なことと考えております。働く意欲のある高齢者が年齢にかかわりなく、活躍し続けるためには、多様な就労機会の提供を進めることが必要と考えます。

このため、自分の経験や専門的な技術を生かし、再就職したいと希望する方々に対して、県庁版ハローワークを通じて、県内企業とのマッチングを行ってきております。

また、軽易な業務を希望する方には、県内に三十団体あるシルバー人材センターが窓口となって、就労機会を提供しており、約八千七百人の方が活躍しております。

さらに、特産品を生かした商品の開発・販売など、高齢者が地域課題を解決するためのソーシャルビジネスを起業される際の支援も行っております。

若年無業者に対する施策でございます。

就労意欲を失ったり、働くことに不安を抱かれておられますので、その若者の状況に応じた支援を行うことが必要でございます。

議員お述べの若者サポートステーションでは、就労相談やセミナー開催、臨床心理士による心理カウンセリングなどを実施しており、昨年度は利用者のうち百八十二名の方が就職をされました。手入れをすれば、就職につながるという経験をしております。

また、就労経験を通じて、働くことに自信をつけてもらうため、専門の指導員によるサポートを行いながら、民間企業での実践的な就労訓練を実施しております。その結果、昨

年度は二十五名の方が就職をされました。来年度も引き続き、それぞれのターゲットに応じた効果的な取り組みを工夫しながら、一層推進してまいりたいと考えております。

障害者への虐待問題について、熱弁を振るわれました。大変感激いたしました。

本県では、障害者虐待防止法が施行された平成二十四年十月から、直ちに、県に障害者権利擁護センターを、また同時に全ての市町村でも障害者虐待防止センターを設置し、相互に連携して、障害者虐待の防止と対応に取り組んできております。

なお、議員お述べのこれまでの虐待事案につきましては、内容に応じて関係機関が連携した対応等により、いずれも解決に至っていると聞いております。

障害者虐待防止につきましては、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う、また障害者の権利を実現するという共生社会の実現と権利擁護の考え方を、社会全体で共有することを前提に進めることが極めて重要でございます。

議員ご指摘の実態把握や啓発の強化につきましては、まず県では、日常的に直接かかわる市町村職員や障害福祉事業所の従事者を対象とした分野別の障害者虐待防止・権利擁護研修を実施しておりますが、受講した実務者を介して、より効果的な啓発につなげたいと考えております。引き続き、市町村からの情報収集に努め、来年度は虐待の内容と対応等をまとめた事案集を作成し、関係機関・団体で共有するとともに、啓発材料にも活用していきたいと考えております。福祉の奈良モデルづくりを目指したいと考えております。

あわせまして、社会全体で共有するという観点からは、幅広い障害者施策の展開を通して、障害のある人もない人も暮らしやすい社会づくりを推進したいと考えております。

例えば、障害を理解し支援する、まほろばあいサポート運動をはじめ、大芸術祭と障害者大芸術祭の一体開催、障害者雇用のさらなる推進、授産商品の販売拡大、インクルーシブ教育の推進等の施策を通して、日常生活のさまざまな場面で共生社会が当たり前といった環境や状況をつくっていく努力を続けてまいりたいと思っております。

ごみ処理広域化奈良モデルの推進について、とりわけ大和郡山市、生駒市、平群町、奈良市の広域化モデルについてのご質問でございます。

ごみ処理の広域化につきましては、平成二十二年度から奈良県・市町村長サミットで議論をスタートさせました。県内の現状、課題、広域化の効果などを共有しながら、頑張る市町村とともに奈良モデルによる重点プロジェクトの一つとして、積極的に推進してきております。大変効果が出始めているように感じております。

この広域化は、ごみ処理の安定的な継続を確保するだけでなく、市町村の行財政効率を大幅に向上させることができます。平成二十八年四月に本県独自の財政支援制度として、広域化を促進するための奈良モデル補助金を創設いたしました。この制度は、国の交付金や交付税を除く市町村の実質負担額に対しまして、計画調査費につきましては二分の一、施設整備費につきましては四分の一を県が補助するものでございます。

広域化による財政効果の事例ですが、天理市が中核となって進められている山辺・県北西部広域環境衛生組合におきましては、焼却施設が七施設から一施設に統合されることか

ら、おのおのの市町村が既存の焼却施設を建てかえる場合と比較いたしますと、県による平成二十七年度時点での試算では、市町村の実質負担額が建設費で約百億円、運営費で年間約九億円、縮減されることになっております。効果絶大だと思っております。

議員お述べのとおり、ごみ処理の広域化は県内四地域で進められておりますが、今後さらに広域化を視野に入れることのできるエリアとして、現在、単独で処理を行っておられます大和郡山市や奈良市等を含む県北部のエリアがあると考えております。

県北部のエリアでは昨年度から、大和郡山市、生駒市、平群町の三市町で、今年から奈良市も参加して、事務レベルの勉強会をスタートさせており、県からも担当者を派遣しているところでございます。関係市町からは、施設建設に当たっては地域住民等の理解・協力を得ることが第一であり、広域化を選択肢の一つとして、さまざまな観点から将来の計画を検討していきたいという考えを聞いております。立地場所が最大の課題だというふうに思っております。

県としては引き続き、関係市町村の意向に向けて、これまで奈良モデルとして広域化を推進してきたノウハウを生かし、必要な調整や情報提供などの技術的支援とともに、財政面からの支援も積極的に行っていきたいと考えております。

産業活性化についてのご質問がございました。産業用地の整備についてのご質問がまずございました。

企業誘致につきましては、私が就任以来、最も重視してきた取り組みの一つでございます。これまでに四千社を超える企業への働きかけや企業立地セミナーを開催するなど、積極的な誘致活動や支援制度の拡充、市街化調整区域における規制緩和等を行ってまいりました。

こうした取り組みの結果、平成十九年から平成二十九年六月末までの十年半の間において、二百八十二件の企業立地を達成し、今後の採用予定も含めまして、新たに三千七百人を超える雇用の場が創出されております。

今後も引き続き、企業誘致に取り組むとともに、特に整備が進んでいる京奈和自動車道周辺の地域では企業立地環境が向上してきておりますので、立地ニーズに応えられる産業用地の確保が必要だと認識をしております。

具体的には、京奈和自動車道御所インターチェンジ周辺における産業集積地を形成するための事業、さらには京奈和自動車道と西名阪自動車道周辺に位置する二市三町を当面の対象地域として、県と地元自治体が連携して、工業ゾーン創出プロジェクトを進めております。

県といたしましては、今後も引き続き、一社でも多くの企業の奈良県への立地が実現するよう、産業用地の確保に向けた取り組みを進めていきたいと存じます。

その中で、郡山下ツ道ジャンクション周辺における工業ゾーン創出プロジェクトの進捗状況についてのご質問がございました。

県では、産業用地創出のため、大和郡山市と連携して、工業ゾーン創出プロジェクトを進めておりますが、このプロジェクトは工業ゾーンの創出に向けて市が行います地元合意形成、事業手法の確定及び企業誘致等の熟度を高める取り組みに対して、県が支援を行っているものでございます。

大和郡山市におけるこの取り組みでは昨年三月より、用地の提供について、土地所有者対象の意向調査を開始いたしました。そして、昨年八月に地元土地所有者を対象として説明会を開催いたしました。この説明会では、土地所有者対象の意向調査の取りまとめ結果を報告いたしました。さらに次の段階として、現在、開発手法の調査や企業への立地意向調査を行っているところでございます。用地が出てくるかどうかが最大の決め手であるのが通例でございます。

今後、これらの調査結果を踏まえた取り組みエリアの確定や具体的な事業手法の検討を行ってまいりたいと考えておりますが、地元でございます大和郡山市における積極的な取り組み、地元首長の積極的な努力に期待するところ大でございます。

次のご質問は、雇用のマッチングを図る取り組みということでございます。

地元就職をふやすためには、まずは県内企業を知ってもらうことが必要であり、学生時代の早期に県内企業を知る機会を提供していきたいと考えております。

このため、高校生、大学生を対象に、単なる短期間の体験型のインターンシップではなく、一定の期間、実働することで、また給料をもらうことで、県内企業の魅力と働くことの意味を知っていただく給与つきインターンシップの実現、取り組みを進めていきたいと考えております。

また、県内企業の高度化に向けて必要な技術系人材の確保につきましては、議員お述べのように、奈良工業高等専門学校の教員と県内企業の交流会を今年度から実施し、二十社が参加し、自社のＰＲを行うなど交流を深めていただきました。

さらに、奈良先端技術大学院大学や近畿大学など、理工系学部のある大学の構内で県内企業が学生に自社を売り込む機会を設けており、昨年度は延べ六十九社、二百七十二名の学生が参加され、そのうち十四名の方が県内企業に就職をされました。

また、一旦大手企業に就職されても、離職される方が多いことから、今年度、奈良工業高等専門学校と連携し、卒業後早期に離職された方や転職希望の方を県庁版ハローワークにつなげる仕組みをつくりました。きめ細かなマッチングに取り組んだ結果、既に三名の方が県内企業に転職された実績がございます。

さらに来年度は、公立高等学校においても離職した卒業者の相談に対応するために再就職支援教員を配置することとしております。離職者を、ターゲットを分けて、それぞれに寄り添った再就職対策を県のハローワークとして実行していきたいと思います。

今後も、職を求める方と県内企業との接点の強化に向けた取り組みを充実し、創意工夫をしながら取り組んでいきたいと考えております。

残余の質問は、教育長がお答え申し上げます。ご質問ありがとうございました。

○議長（岩田国夫）　吉田教育長。
◎教育長（吉田育弘）　（登壇）十二番藤野議員から私には、教員の働き方改革について三点お尋ねで、一つ目は公立小中学校に対する労働安全衛生管理体制への県教育委員会の取り組みについて、お答えをさせていただきます。
　教職員の安全と健康を確保するため、労働安全衛生法により、学校における労働安全衛生管理体制の整備が求められております。
　市町村立学校におきましては、その体制整備は市町村教育委員会にその責務がございますが、県教育委員会ではこれまでから、市町村教育委員会に対しまして、市町村の教育長会議、また担当者会議において、関連法令等の説明を行うなど、労働安全衛生管理体制の整備を進めるよう指導・助言を行ってまいりました。
　また、平成二十七年十二月から、改正労働安全衛生法に基づき、従業員五十人以上の事業所にはストレスチェック制度の導入が義務づけられております。県立学校におきましては、平成二十八年度から全ての県立学校で実施をいたしております。
　教員のメンタルヘルス不調は、児童生徒への教育の質に影響することから、その予防の重要性に鑑み、教職員数にかかわらず、全ての学校においてストレスチェックを導入すべきと考えており、市町村教育委員会に対して、機会を捉えて、制度の導入に向け働きかけを行っているところでございます。
　現在、国が市町村教育委員会に対しまして、労働安全衛生管理体制等に関する調査を行っております。取り組みがおくれている市町村に対しましては、今後は個別にヒアリングを行うなど、早期に全ての市町村立学校で体制が整備できるよう、県教育委員会として鋭意努力してまいります。
　二問目の校務の電子化についてお答えをいたします。
　教員の業務負担を軽減し、子どもに向き合う時間を確保するため、通知表や指導要録などの書類の電子化にとどまらず、成績処理、出欠管理、保健室管理など、学校における校務の情報化を積極的に進めるべきであると考えております。
　県教育委員会では来年度、学校における校務の情報化を支援するため、統合型校務支援システムを全ての県立学校に導入をいたします。また、国の実証研究事業に応募をいたしておりまして、市町村立学校が共同利用できる枠組みづくりに取り組みたいと考えております。
　なお、現在、システムの共同運用に関する協議会設置に向けて、県内全市町村教育委員会の情報化推進担当者による準備委員会を立ち上げて、協議を行っているところでございます。
　今後も、校務の情報化による教員の業務負担の軽減を図るため、市町村と連携をし、システムの導入に向けた検討を進めてまいります。
　最後に、講師の待遇改善について、お答えをいたします。

職員の給料につきましては、臨時的に採用する講師と、採用試験に合格し、正規に採用する教諭では適用される級が異なるため、その給料に差が生じます。
しかしながら、講師の待遇については基本的に正規教職員の規定に準じることとし、給料についても、人事委員会勧告を反映するなど、正規教職員の給料の見直しにあわせ、同様の見直しを行っているほか、各種手当については原則、正規教職員と同じ内容となっております。
さらに、年次有給休暇は任用期間に応じた日数を付与し、年次有給休暇の繰り越しにつきましても、平成二十七年度より認めることとするなど改善を図ってまいりました。
なお、教員採用試験において、直近五年間で三年以上の講師経験を有する者に対しましては、一次試験で面接を免除するなど、その経験を一定評価させていただいております。
議員お述べのとおり、地方公務員法・地方自治法が一部改正され、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、平成三十二年四月の法施行までに近隣府県の教育委員会とも情報交換をしながら、臨時的任用教職員の任用・待遇について検討してまいりたいと考えております。
以上でございます。どうもありがとうございました。
〇議長（岩田国夫）　十二番藤野良次議員。
◆十二番（藤野良次）　二回目です。
まず、新年度予算についてですが、今回の地方消費税清算金の増収額分は教育予算の充実ということで、県民に還元される、これは大変評価をするところです。今後も引き続き、公立学校、私立高等学校、あるいは市町村における教育の振興及び充実に取り組んでいただきたいと願うところです。
また、こういった教育をはじめ、医療や就労など、新年度予算における暮らしの向上、あるいは未来を見据えたこの取り組みには大いに期待をしてまいりたいと思います。
続いて二番の障害者への虐待問題につきましてですが、奈良県は、ともに支え合う社会、これを目指したさまざまな福祉政策の取り組みを大いに進めておられます。
荒井知事、先ほどもおっしゃっていただきました福祉の奈良モデル。これに取り組みたい。福祉においても、市町村と綿密にこの取り組みを進めていく。これはやはり情報交換・共有を図るというのは、この障害者虐待問題についても、私は大変効果のあることであろうと、大いに強力に啓発活動に取り組んでいただきたいと、このように思うところでございます。
続いて、ごみ処理広域化奈良モデルの推進につきましてですが、今後これから十年、二十年、先ほども申し上げましたように人口減少も続いてまいります。その中で、いわゆる人口形態も変わってまいります。また、地域情勢もさまざまに変化してまいります。
しかしながら、取り組みにはやはり十年、十五年かかるわけですから、ある意味、何らかの協議をもって、結果・結論も出していかなければなりません。県は、それこそオブザ

ーバーという立場ではございますけれども、さまざまな取り組み、働きかけもどうか行っていただきたいと、お願いをするところでございます。

続いて、産業活性化につきましてですが、県におけるより一層の推進をお願いしたいというふうに思います。特に、郡山下ツ道ジャンクションの工業ゾーン創出プロジェクトでございますけれども、せっかく行政、そして地元、あるいは進出する企業が前向きに取り組んでいるのです。今、少し止まっている状況というふうにはお聞きしていますけれども、しかしながら、それぞれが前向きに取り組んでおられるというふうにお聞きしておりますので、ここはチャンスを逃さずに全力をもって、集中をもって、取り組みを進めていただきたいと、このように強くお願いするところでございます。

最後に、教員の働き方改革についてですけれども、この働き方改革によって創出される時間、あるいは健康、また自己研さんによる一人ひとりの成長というのは、仕事と生活、この質を高めるものだというふうに思います。教師及び講師の先生方がそれこそ、生き生きと働く姿というのは子どもたちにも伝わっていきますし、また、明るい元気のある学校につながっていくと思いますし、またそれが、今の学校と地域の関係からしますと、それこそ明るい地域につながっていくと思っております。

そういった意味におきましては、今後の教員の働き方改革、大いに働く方々の立場に立った改革を大いに県教育委員会として取り組んでいただきますよう要望し、全ての質問にわたって要望にかえさせていただき、私の質問を終わります。ありがとうございました。

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

○議長（岩田国夫）　十四番大国正博議員。

◆十四番（大国正博）　本日は、これをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（岩田国夫）　お諮りします。

十四番大国正博議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回、三月五日の日程は当局に対する代表質問及び一般質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後五時十分散会